

RURAL PLANNING

農 村 計 画

第 2 号



1973. 4 No. 2

農業土木学会農村計画研究部会

農村計画 (第2号)

1973年4月

農業土木学会出版

農 村 計 画 第 2 号

目 次

農村計画の把握の方法.....石岡道也・小出 進.....	1
集落整備について.....清水正友・小出 進.....	11
自然休養村整備事業計画の現状と問題点.....長島守正.....	24
分区圏の形成.....有田博之.....	39

農村計画の把握の方法

石岡 道也* 小出 進*

はじめに

最近、農業関係者の中に「農村においても生活環境整備事業が必要だ」とする声が高まっている。それは、単に生活環境整備事業にとどまらず、生産、その他の農村の空間も包含するものとされている。これがいわゆる農村計画である。

農村計画の目的は、農村を豊かで、安全で、快適にするところにある。豊かさとは所得の向上であり、安全とは災害の防止であり、快適さは生活環境の整備である。この3要素を農村に充足させるのが、農村計画の目的である。

しかし、この目的を達成するための方策、手段は、明らかにされてはいない。それ故に、農村計画とは具体的にどのようなものなのか、実施にあたってどのような事業をするのかは判然としていない。

農村計画を明らかにする前提に、今日の農村の変貌を見極める必要がある。その変貌とは、農村の非農業化である。つまり、農村とは農業者が農業に従事し、居住する地域だけでなく、都市通勤者、サラリーマンもまた居住する地域への変貌である。専業農家の激減、2種兼業農家の激増、非農家の増大、農村の都市化等の脱農業化の急激な変貌が、農村で日増しに顕在化している。

こうした農村の動態を考慮して、農村計画の方向性を実例をもとに述べたい。

1. 区域分け

農村は、地理的条件、社会的経済的条件により3つの区域に分けられる。都市近郊農村、平地農村、辺地過疎である。都市近郊農村では宅地化への圧力、辺地過疎では過度の人口流出に伴う地域社会への影響、平地農村では工場進出を背景に農業への影響がある。

この様相下で、これらの3区域での対応策は必然的に

異なる。都市近郊農村では宅地化の圧力を利用した農住都市建設、辺地過疎では人口流出に伴う地域社会の維持を目的とした集落再編成事業、平地農村では従来の地域社会の機能の維持を目的とした田園都市建設がある。このように、各3区域での外的内的圧迫条件が異なる中で、その条件に適応した対策を各区域で実施している。

1. 都市近郊の過疎農村

都市近郊で過疎ないし準過疎の農村がある。これらの農村は人口集中地区の大都市と背中あわせに生起する。そして、これらの農村は、純農村である。交通網が不備なため、都市への通勤圏に存在しながら都市への通勤ができない。しかも、経済基盤が農業に依存している以上、人口減少は当然である。ただ、これらの農村は、将来都市への交通網が整備されたならば都市への通勤者が居住する農村である。

〔実例〕茨城県伊奈村

茨城県伊奈村は、首都圏50km圏内、取手市より8kmに位置した都市近郊地域である。この地区の人口の推移は、昭和30年～昭和40年の過去10年間に激減し、昭和40年～昭和45年に人口減の落着きを取り戻した。

年 度	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年
人 口	12,568	12,010	11,241	11,171
増減率	-	-4.4%	-6.5%	-0.4%

(国勢センサスより)

しかしながら、人口の構成の推移を見ると幼年層、青年層の減少傾向は持続されている。

このような人口の減少は、児童数の激少を招き、本村の教育に支障をきたしている。小中学校の児童数の半減は、給食センターの縮小化、複式学級の問題を顕在化させた。

このため本村では、従来の村の社会生活の機能を維持するため、農家から村が農地を賃貸し、これを住宅地に

* 宇都宮大学農学部

し、分譲住宅にした。都市の住宅難に苦しむ都市住民は、これに殺到した。この住宅への入居条件として村では、若い人で水住する人としている。

2. 平地農村

平地農村は、優良な農地をかかえる純農村地域である。都市への通勤者の居住地になることが少く、純農業地帯で生計を営まねばならない。したがって、平地農村では産業が農業に依存する限りでは、人口減は持続される。

平地農村では辺地は存在せず、居住環境が良い。また、都市への通勤も可能である。農業的には過剰人口が存在しても、もよりの都市への通勤が可能であれば、これを通勤させることによって過剰人口は解消する。しかし、もよりの都市の経済規模が小さい場合には、過剰人口を解消できない。そのために人口流出は持続する。しかし、地域崩壊を伴うほどの深刻なる過疎は生じせず、人口流出が部分的な問題を提起させるに過ぎない。それだけ農地に優良性がある。

〔事例〕茨城県八郷町

茨城県八郷町は、首都圏 100km 圏内、石岡市より 9km に位置した平地農村である。本町の人口動態は、昭和 30 年～昭和 35 年に 6% 減、昭和 35 年～昭和 40 年に 6.3% 減、昭和 40 年～昭和 45 年に 4.6% 減と、過去 15 年間一貫として人口減が持続している。

年 度	昭和 30 年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年
人 口	32,616	30,670	28,741	27,433
増減率	—	— 6%	— 6.3%	— 4.6%

(国勢センサスより)

このような人口流出は、本町に農業後継者の不足、農家の嫁ききん、老化現象を引き起した。この様相が、更に数年間持続されれば社会生活上の支障、すなわち過疎問題に転化する恐れがある。

そこで本町では人口減、特に青年層の流出は、農村の生活環境の劣悪さに原因があるとし、田園都市建設事業(道路整備、各農家養豚の団地化、街路の設置、コミュニティセンターの設置等)を実施した。この事業の目的は、青年層に魅力ある村づくりを行なうところにある。

3. 辺地過疎地域

辺地過疎は、都市近郊、平地農村とは異質な問題を保有した地域である。それは、第一に社会投資が立ち遅れ、

孤立性の脱却が必要なこと、第二に辺地と言われる社会的文化的に孤立した集落をかかえていること。第三に農業的に限界地で、土地条件が貧弱であること。このため地域の人口は激減し、地域社会の崩壊がなしくづ的に持続される。このような地域は、主に山村、農山村を指す。

辺地過疎では都市への通勤が不可能で、地域の経済が第一次産業に依存し、しかも農業基盤が弱い。人口は激減し、それに対応するための方策は地域内に存在しない。それ故に、地域住民は地域内で対応することを放棄し、地域外で対応する。それが出かせぎであり、人口流出である。出かせぎは中高年齢層が主体で、人口流出は若年層に顕著である。

辺地過疎の辺地集落は、従来から社会に取り残された断片である。社会投資が講ぜられず、不便な生活を営み、遠距離を徒歩交通している集落もある。しかも、生産基盤である農地は、谷地田、棚田等で、農業的には生産性の低い耕地に依存している。このため、こうした集落ほど人口は激減し、崩壊の危険にたゞされている。

この様相下でいわゆる過疎問題を提起している。小学校の複々式化、道ぶしんの困難、雪踏みの困難、交通機関の後退、行事等の社会生活上必要な諸事象のまひが顕在化している。こうした状況が持続的に継続されると、地域の荒廃化、無人化が押し進められる結果になる。

〔事例〕秋田県北秋田郡上小阿仁村

上小阿仁村は、もよりの都市圏の巢町まで約 30 km、県都秋田市まで約 70 km に位置し、昭和 40 年～昭和 45 年の人口減少率は 20%、財政力指数 0.184 で過疎地域に指定されている。

年 度	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年
人 口	6,972	6,550	5,242
増減率	—	— 6%	— 20%

(国勢センサスより)

交通は、鉄道がないために国道 285 号線が唯一の他地域と連絡する機関である。この国道は、本村の社会的経済的な動脈である。しかし、この国道は、昭和 46 年現在改良率 63%、舗装率 52.8% で、急カーブ、狭い箇所が多い。とくに秋田市に連絡する区間は、冬季の積雪と相重なって自動車交通が途絶される。更に一層きび

しいのは村内道路である。夏季でさえも自動車交通が困難なところが多く、冬季では国道を除いてほとんど途絶される。

このような状況下で、交通と集落の関係をみると、昭和46年現在の集落数25のうち、国道沿いで冬季間積雪で交通がまひしないのは12集落で、残りの13集落は冬季間交通に困難を生ずる集落である。この意味で、本村の約半分の集落は辺地集落といえる。

このため本村では次のような対策をとっている。第一に人口流出に伴う地域崩壊防止に、工場誘致を行ない、村内で就労先を見い出すこと。第二に国道の通年無雪化を陳情し、国道の整備を実施してもらい、孤立性から脱却すること。第三に村内の生活圈整備を実施し、基礎圏を7圏に設定し、とくに辺地の7集落を集落移転させ、その上で村内道路整備を実施すること。

II. 農村計画の必要性

農村計画とは、農村におけるあらゆる事象を包含する計画である。農村計画が今日必要とされているのは、国民全体、国全体の生活環境整備が都市だけでなく、農村においても不可欠とされているからである。それは、過疎過密現象に見られるように、日本全体に拡大している人間居住形態の再編成に伴う社会的摩擦を柔げ、それを計画的かつ効果的に講ぜられる必要に迫り込まれているからである。すなわち、かたよつた繁栄は地域の枯渇をよぎなくし、国全体の均衡発展を否定することにつながる。それは、今日の過密、都市問題を提起し、辺地住民は取り残され悲惨な状況を引き起している。この諸状況を解決するには、都市だけ整備したのでは、実際効果をもたない。農村の整備も必要なのである。

1. 農村計画の歴史

農村計画の歴史は、大別して明治以前と明治～昭和35年と昭和35年以後の3期になる。それは、明治以前の農村計画が封建社会の維持のための方策であり、明治～昭和35年の農村計画が農村における自己完結的發展の追求である。

(1) 明治以後の農村計画

古代条里集落、荘園集落、豪族屋敷集落等は、自から支配者を中心に形成された。

このような封建制下に実施された大規模な農村計画事業は、新田開発に求められる。新田開発は、人口増加による世情の不安にその起因がある。歴史的には、徳川時代の享保年間に顕著化している。これは、耕地と宅地を整然と配置した列状の集落形態を基本としている。

このような農村計画事業は、世情の安定と封建制度の基礎固めという歴史的任務をもったものである。

(2) 明治時代～昭和35年代

明治時代～昭和35年代の農村計画は、幕末期の二宮尊徳の「報徳仕報」、大原幽学の「微味幽玄考」に始まる。とくに二宮尊徳の「報徳仕法」は、以後の農村計画に対して影響を与えた。

二宮尊徳の復興仕法⁽¹⁾は、「農村の客観的事実の調査」…「社会的条件の探知」、「主体的な農民との生活環境づくり」、「対策の方針と計画の設定」、「実施は生産高揚手段で、資金は勤労、分度による増産」である。そして、農村対策を開田においた。この思想を受継いだのは石川理起之助氏の「適産調」であり、前田正明氏の「町村是」である。これらの思想の根本は、農村の更正を自己完結に求めている。この思想は、明治以後の政治の基本をなしている。すなわち、農村生活の更生は、農村の自力で実施する政策であった。

この時期は、過剰人口に混迷している農村人口を吸収するだけの経済的基盤は成熟しておらず、農村人口を将来の労働力の提供者とみなしていた。まだ、当時の政治は、資本主義を形成させる土台として、資本が必要とするものの供給を農村にもとめていた。このような経済的・政治的環境下での農村計画は農業生産のみにかたよっていた。

(3) 昭和35年代から現在の農村計画

昭和35年頃から農村からの人口流出が顕著になり、各市町村で地域発展開発計画が企画された。それは、主に農業開発計画であり、それ以外に目立ったものはない。すなわち、戦後の農政が食糧自給体制を建設することであり、水田以外に農業投資がほとんどなされなかった。この農政は、昭和40年頃まで継続される。そして、昭和40年代から米の過剰生産となる。ここにおいて、農村計画が生産のみを追求していたのでは、農村の変貌に適切なる対策を出せない状況になった。

昭和40年頃から農村の都市化、過疎問題、社会投資

の遅れ、米の過剰、農家の農外所得の増大等の問題が顕在化するに至った。特に、農村と都市との生活面における較差が顕著になり、較差は正の必要性を生じた。また、農業の側面からは、米に偏重した農政から適地適産の農業を営むべきであるとする声が高まり、総合的な農政、農業を実施する必要に迫られた。そして、生産環境整備と生活環境整備の両側面を追求する農村計画の必要性が出されるのである。

2. 現在の農村

農村とは、農業の生産活動の場であり、その生産活動に附随する諸産業が包括された場である。その場で、人間が社会生活を営んでいる。

しかしながら、今日の農村の様相は、目的とする農業生産活動の停滞ないし後退をよぎなくされ、純農村からの脱皮がある。その様相は、農村の新しい見方の観念を必要とする。つまり、農村地域に居住する人間の側面からの把握である。

(1) 地方としての農村

農村は、都市からみれば地方である。農村は、その場に人間が居住し、生産活動を営む。そして、生産物が都市へ送り込まれ、農村の人口が都市に吸収される。

農村の人口が都市へ集中することは、初期の段階においては農村と都市に経済的恩恵をもたらすが、過度に集中するとへい害を農村と都市にもたらす。それが、今日の過疎過密問題である。ここに至って、地方としての農村の意義が見い出せる。それは、地方に適正な人口配置が必要なことを意味する。農村に住む人を農村人口とみなすより、地方人口とし、把握する。国家的に、現在それが必要とされている。すなわち、農村人口の都市への集中は、農村に過疎、都市に過密をもたらした結果、両者に生産、生活の機能のまひを招来した。農村と都市との機能をこれ以上まひさせず、両者の機能を回復、維持するには都市への人口集中を農村にくい留める必要がある。

農村からの人口流出を防止させる手段は、従来のような農業生産の場を開発するだけでは不十分である。したがって、農村に農業以外の産業（工場等）が必要であり、また道路交通網の整備をすることは都市への通勤圏を拡大させ、非農家人口の滞留を可能にする。

(2) 都市への自然提供者

農村は、自然そのものである。自然を利用し改造し働きかけ、生産物を得る。そして、自然を育成する。一方、わが国の都市は、土地の制約を受けて農村のような自然はない。それ故に、都市に自然を提供することができるのは農村である。

都市にとって農村は、自然を提供し、精神的安堵感を享受させる場である。今日の都市のように公害、過密に苦悩している状況下では都市住民は、一層自然を望む。それが、別荘であり、旅行である。

このような都市住民の自然への要求は、農村を観光化する。農村は、自然提供の観光地域である。

(3) 国土の保全と保護としての農村

土地は、生産資源である。農業にとって必要不可欠な生産手段である。このような土地を開発し、有効利用することは、わが国の狭い国土を最大限に利用、活用することである。

国土を利用し生産活動を営む農村は、その国土に半永久的に働きかけて、国土のかい廃を防止する。もし仮に、農地を耕す人が存在しなくなれば、農地のかい廃は国土のかい廃につながり貴重な国土の緑地の消滅を意味し、緑地が必要とされている時期に大きな損失である。したがって、農村の農地を緑地帯として半永久的に、その存在を確保すべきである。そのためには、農村が国土の利用者でありながらも、国土の保護、育成者であることの観念が必要である。

3. 居住形態

都市と農村の往来が激化するに伴い、農村の生活様式、居住形態の旧態依然が顕在化した。農村と都市では、産業構造、土地利用がまったく異質なものであるが、生活し、居住するのは人間であり、人間に都市と農村の相違はない。したがって、農村の生活環境は、都市と同程度でなければならない。このような要求が、農村内部から提起された。本質的には、この要求は、農村に人口を滞留させる方策化している。

(1) 生活環境整備の必要なる理由

農村から都市への人口流出は、経済の平準化運動である。しかし、一方農村の生活環境の立ち遅れも見逃がせない点を含んでいる。経済面における農業への依存、生活面における立ち遅れ、この両者が一体化して農村人口の都市流出がなされている。

都市の人口集中の大きな要因は、都市の労働力包含である。都市への人口集中は、都市の人口包含力を越えると、都市機能のまひが生まれる。一方、都市の労働力包含の源、企業においては、労働力の不足、公害に苦悩している。この両面から、企業の地方分散が不可避な状況下にある。企業の地方分散は、農村人口を滞留させる。工場の農村への導入は、農村への勤労者に都市的生活意識をもたせる。そして、農村生活環境の立ち遅れのジレンマにたゞされる。

現在の都市への人口流出をある程度防止するには、生活環境の整備が必要である。なぜならば、農村の生活に嫌気をさして都市へ流入する人達を引き留めることができる。

以上の2つの側面から農村の生活環境整備の必要性が生じる。

(2) 農村生活の都市的生活化

都市と農村とでは、生活の居住方法が異なる。都市が土地を集約に宅地化しているのに対し、農村は土地を租方的に宅地化し、居住している。それは、集居集落と散居集落の比ではない。

都市の生活が共存的なものに対して、農村の生活は本来的に自給自足にある。このことは、都市生活が個人的に維持できないことを示し、一方農村はそれが可能であることを示している。しかし、農村生活の消費生活化、自家用車の普及、農業者の非農業者化等は、まさに都市と農村の画一化を要求する。この画一化の要求は、本質的に異なる生産手段ではなく、生活環境施設である。

農村の生活環境は、都市とは異なる諸条件が存在するが、あらゆる面で農村の生活環境の都市化への接近がなされねばならない。この接近は、農村の生産面との調和を必要とする。

(3) 生活の合理化

農村では生活と農作業の場が一般に同一化にあり、生活と生産の場の分離がなされていない。これは、農村の都市化の意識面において、農村の居住の意欲を弱体化させる。このようなことは家屋の新築等で解消できない。

家屋の新築で生活を合理化するには、合理化するものを具体化するものが存在しなければならない。たとえば、各農家の養豚の集団化には共同畜舎、冠婚葬祭を行なう家造りの否定はコミュニティセンターを必要とする。し

たがって、生活を合理化するには、各農家の合理化したものを具象化するものが必要である。

(4) 居住形態の再編成

個々の農家が孤立し、散在していたのでは効率的に公共投資ができない。個々の農家を集積地区に集団化し、効率的な公共投資を行なうべきである。これを解決する方策は、積極的には集落再編成、消極的には集落改造である。これを区域別にみると、主に前者が辺地過疎に実施され、後者は平地農村で実施されている。

4. 農村の辺地性解消

辺地という言葉は、広辞林によれば「かたいなか」である。ここでいう辺地とは、都市からの差別を具体化した言葉を意味する。辺地という言葉を使用するのは都市であり、農村では辺地という実感さえいだいていない。したがって、都市から見てもなぜ農村は辺地なのか解明し、単なる差別ということではなく、その原因を解消することによって農村の辺地からの脱却が可能になる。

(1) 道路と交通の整備

農村の大半が辺地といわれる理由は、その孤立性にある。道路交通網が未発達なため、都市との往来が不十分で自から独立した点を形成している。道路網の完備により都市との距離は、大きく短縮され、孤立性からの脱却できる。

地方の道路の劣悪さは、周知の事実である。その中で、特に辺地過疎の道路はでこぼこで、急カーブで、狭いので、交通途絶がよく起り、文化から遠のいた感をいだかせる。これは、都市との比較からくる感であるが、文化の恩恵を享受できず、旧来の状態にあることは明白である。このような地域ほど、過疎化が激しく、孤立性を含んだ集落が多い。

交通機関は、交通企業の利益と結合しているため、その整備には困難性がある。人口が疎ほど利益はあがらず赤字になり、農村の自家用車普及は交通機関の利用度を少なくする。このため、交通機関の衰退がよぎなくされ、地域住民には極めて困難な状況が生まれる。このことは、更に農村の孤立性を増大させている。

このように、道路の未整備、交通機関の衰退は、農村に二重の疎外を与えている。しかし、一方農村の自家用車普及は、交通機関の撤退による困難を緩和させている。だが、道路整備が実施されない限り、農村の自家用車普

及は、その効果を充分に発揮できない。したがって、辺地の解消には都市と連絡する主要道路の整備が不可欠である。

(2) 農村内部の道路改善

農村の経済活動の基礎である村内道路、集落内道路は、都市と連絡する主要道路よりも一層劣悪である。幅員、舗装、配置と、どれをとってみても阻害の要因となっている、このことは、農村の経済活動だけでなく、生活活動の支障にもなっている。

経済面の支障とは、ある地域にきても、道路が整備されていないため、集落へはいれない状況である。国道道がいかに整備されていようと、それを連絡する道路が不備ならば、そこには道路整備の意義を見い出せない。農業面で言えば、ほ場整備を実施しても集落内道路が不備なため、耕地と宅地の連絡が円滑になされていないための効率の悪さがあげられる。都市との経済往来と農業の効率性の2点からも、集落内道路の整備は必要である。

生活面の支障とは、農村の自家用車普及は、表面的には農村の活動範囲を広げたように見えるが、実際にはその能力を発揮できない状況下にある。それは、自動車がいくら早くても、それに伴う集落内道路が完備されていないことには、その能力を発揮できない。それは通院、通勤、通学、購売に影響する。また、生活意識からは、雨が降れば泥道、歩けば砂利道で生活活動がおっくうになる。このような面からも、集落間、集落内の末端までの道路整備が必要である。

(3) 消費財の欠除

農村が辺地と言われるもう一つの理由として、消費財の購入の不便さをあげねばならない。消費財は、日常必要である。ところが、農村においては購入できる商店、商品が少ない。そのために消費財は、不足がちで、得がたい。それが都市と農村の生活の決定的差異となり、農村の辺地性が具体化される。

これは、人口の大小によって商店の形成が左右されるためである。現在の農村の集落は、規模が零細で、しかも集落間距離が大であるために、都市的な商店を営営することは不可能である。解決策は、集落移転等により人口集積地区を形成することにより都市的な商店をつくることである。しかし、実際的には、地域に拠点的な施設を建設するのが最良策である。なお、現在農村では、

こうした状況の打開策として農協、商店が自動車を使用して移転販売を行ない、対応している。

5. 公共施設

現在、農村にはこれといった公共施設はない。生活をエンジョイする施設、生活に直接響く施設は、公民館等を除けばほとんど皆無といっても過言ではない。このような施設が農村にできなかったのは、農村が生産の場と限定されていたためと考えられる。

現在のように農村の意識が都市的になると、公共施設の皆無は、青年層の都市へのおこがれを増大させる。ここに農村が、都市に対して辺地感をいだく要因がある。農村の生活を快適にし、人間の欲望を充足するレクリエーション施設、公共施設の建設の必要性が生まれる。具体的には、公民館の拡大版のコミュニティセンター、広場等があげられる。

Ⅱ. 社会便益

人間がある一定の土地に居住し、生活を営み続けるには、一定の社会的経済的交流を社会としつづけ、そこに社会との断絶、格差があってはならない。このことを社会便益と呼ぼう。

これを具体的に実例で説明しよう。

〔実例1〕秋田県森吉町前田滝の沢

本集落は、本町の中西部にあり、町の中心集落米内沢より12km、町第二の中心集落阿仁前田より2.6kmの山間部に位置している。

年度	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和46年
戸数	—	—	13	解消
人口	6	3	2	

昭和35年に農家戸数6であったものが、昭和40年までに3戸が町外へ、昭和41年に2.6km離れた阿仁前田に1戸が移転し、昭和46年に2戸が同じく阿仁前田に移転し、集落は解消した。

生活環境は、役場(米内沢)まで12km、バス停留所まで3km、小中学校、病院(阿仁前田)まで2.6kmである。そして阿仁前田までは徒歩であり、しかも山道である。冬期は通行できず、遠回りして神成を経由し、4.5kmを通学、通院する。交通及び購買も阿仁前田である。

この辺地集落で過去に実施された対策は、昭和36年に

無灯集落に60万円を投資し、電灯を設置、昭和40年に電話を設置、同年に前田滝の沢へ神成間の道路を改修した。このように、辺地を解消するために対策が講じられている。

しかし、電灯や電話や道路改修を実施しても住みにくさは解消されず、生活しにくいという意識は高まっていく一方である。阿仁前田に移転すれば、身近にスーパーマーケット、学校、レクリエーション施設がある。なぜ、こんな所に住んでいるのか。ということになり、住民は移転していった。

〔実例2〕秋田県森吉町ヌカリ沢集落

本集落は、本町の中心集落米内沢から4kmふもとにある集落、根古屋より1.3kmのところの位置し、3戸が昭和39年～昭和41年に根古屋に移転した。

移転の推移をみると、昭和39年まで本集落は、未灯集落であった。昭和39年に電気を設置する計画があった。ところが負担金が1戸当り10万円を必要としたために、3農家のうち1戸が「そんなに金を使うなら、いっそのこと根古屋に移転しよう。そうすれば、子供は通学しやすいし難儀しなくても良い。また、生活便益も良くなる。」と主張した。そして、この農家は、この年に根古屋に移転した。そして、昭和40年1戸、昭和41年に1戸根古屋に移転し、本集落は解消した。昭和40年と昭和41年に移転した2農家は「1戸が移転したら心が落ち着かなくなり、移転はいやでもしなければならぬ。」としている。

移転の根底に流れる考えは、3農家とも一致している。それは、「農業をつづけるためには移転の必要はないが、根古屋にいけば生活上の利便は格段に良くなることは見て感じていたので、チャンスがあればいつでも移転するつもりであった。」としている。

〔実例3〕岩手県沢内村長瀬野地区

本地区は、県道盛岡横手線より約2～4km離れて分布し、本村の中心集落太田より6～8kmの所に位置している。本地区は、長瀬野、七内川、和佐内の3集落がY字状に散居をなして分布している。これらの集落は、古くから連絡があり、一応3集落に区別されるが、社会的側面からは同一集落として扱われる。

本地区を交通便益、地理的位置から観察すると、県道沿いの集落泉沢より長瀬野2.5km、七内川4km、和佐内

3.5kmの離れた位置にある。無論この距離は、これらの3集落が交通便益をまっとうするためには障害である。七内川、和佐内は距離面で辺地集落であり、冬期道路が除雪されず孤立することからもこの2集落は、辺地集落である。一方、長瀬野は、散在しており、県道より0.4～2.5kmといった方が正確である。また、冬期一部の農家は積雪のため孤立するものの全体としては、幹線道路が除雪され、県道との連絡は、比較的円滑になされる。これらのことから、長瀬野は平地集落といえる。

辺地集落と平地集落の併合する形で、集落移転をすればどうなるのか。本地区は、その典型的な例を示している。昭和45年に生活便益、交通便益を改善する目的で、集落移転することに決定した。そのとき移転地を決定する段階で次のような相違がでた。それは、七内川、和佐内の2集落の住民は、移転地を約5km離れた県道沿いの猿橋小学校附近を要望したのに対し、長瀬野の住民は散居になっている集落を集団化する目的で約1km離れた八年橋附近を要望した。このことは、七内川、和佐内の住民が、移転に伴う通農距離の遠大化を無視し、長瀬野はあくまでも通農距離を問題にした移転地の要望であった。このことは、住民の声からもわかる。七内川、和佐内は、「猿橋小学校附近に移転すれば、子供の通学にもよいし、村の中心集落太田まで1.5kmで生活しやすい。通農距離は問題でない」と。一方、長瀬野は、「移転しても、通農距離が長いのでは、農作業に支障がある。もし、猿橋小学校附近に移転するのだったら移転はしない」と。

この2つの移転先の利害を客観的に比較すると、次表の如くなる。

	猿橋小学校附近		八年橋附近	
	長瀬野	七内川 和佐内	長瀬野	七内川 和佐野
通学距離	0	0	1.5 km	1.5 km
県道までの距離	0	0	0.25	0.25
村の中心(太田)	1.5	1.5	3	3
通農距離	1.5～3.5	4.5～5.5	0～2	3～4

移転の形態からみると、七内川、和佐内は完全な集落移転であるが、長瀬野は散居性集落にもとづく分散した各農家を集団化し、集居制にするに過ぎない。このこと

は、明らかに長瀬野が交通便益と生活便益を目的にした集落の移転に対し、七内川、和佐内は、交通便益、生活便益を包含した社会便益の増大を目的にした集落の移転といえよう。

上述の3実例から社会便益の概念が、一応明らかになったと思う。つまり、人間が居住するには、交通便益、生活便益以外に非物理的なものが存在しているということである。

この社会便益は、次のようなことがいえる。

- (イ) 排境地に左右される。
- (ロ) その時代の社会的文化的水準に左右される。
- (ハ) 社会便益は、物理的なものだけでなく、精神・文化・教育の面も包含する。
- (ニ) その時代の生活の仕様にも左右される。社会便益は、農村計画事業を遂行する場合に、重要な意義をもつものとする。なぜならば、移転しなければならぬ集落と単に交通便益、生活便益を改善すれば良い集落との見極めを必要とするからである。

IV. 生活環境整備

現在、平地農村の生活環境整備の考え方に、区画整理の5要素(住居、道路、用排水、区画、耕地の集団化)の一環とする考え方と農村の集落を集団化する考え方の2つがある。前者の考え方は、純農業的発想に対し、後者は都市的発想である。

1. 区画整理の一環

生活環境整備を区画整理の一環として実施しようとする考えは、次のことに根ざす。生活環境整備を行なう場合の公共用地のねん出を円滑になさしめるには、区画整理によって生ずる縄のび地の公共用地化、換地による公共用地のねん出を容易に出来るという考えである。たとえば、農村の道路の統廃合、拡巾、コミュニティセンター、広場、農業施設等の用地は、区画整理によって容易にねん出出来る。

確かに、生活環境整備事業を実施するには、公共用地が必要で、そのねん出には区画整理は不可欠である。しかし、それは生活環境整備事業の一環であって、全てではない。公共用地を必要としない事業、舗装、街灯、上下水道等もある。

2. 農村集落の集団化

農村の集落を集積地区に集団化し、農村の集落の規模拡大を図り、集居制に伴う社会生活上の便宜、公共投資の効率の増大をねらう考えがある。この考えは、農村の集落が分散していることは、都市的生活を送れず、日常の生活に支障があるとする。

この考えは、はたしてどうだろうか。確かに、分散し零細な集落を集積地区に移転させ集団化することは、社会生活上の便益と公共投資の効率を高めるかもしれない。しかし、それは都市的生活観であり、投資効率の問題である。

平地農村の生活環境を改善するには道路整備等を実施すれば、集落を移転せずとも社会生活上の問題は解決できる。平地農村で集落が移転するのは、社会便益ではなく、道路整備等をしても交通便益・生活便益を改善できない場合で、その場合の移転も散居から集居という形態で分散農家を一定の範囲内で集合させるに過ぎない。これは、辺地過疎の集落移転とは、異質である。

3. 平地農村の生活環境整備

平地農村の生活環境整備は、基本的には集落移転は含まない。原則として生活環境そのものの整備を行なう。具体的には次の項目があげられる。

- ① 道路の整備、配置換えを末端まで実施する。その場合に、生産、生活、通勤の道路を総合的に体系化した整備をする。
 - ② 各農家が行なっていた冠婚葬祭や各農家が共同でしなければならない事象を具象化したコミュニティセンターの建設をする。
 - ③ 広場、レクリエーション施設の建設をする。
 - ④ 衛生環境上、上水道を建設し、必要あるならば下水道も建設する。
 - ⑤ 生活上の利便をうるために街路の設置、ゴミ処理等の建設を実施する。
 - ⑥ 畜産公害を生むような畜産を集団化し、共同畜舎を建設し、集落の不衛生化を排除する。
 - ⑦ その他に集落の生活環境上支障のあるものを改善する。
- 以上のことは、原則である。例外的には、次のことがあげられる。
- ⑧ 平地農村でも辺地集落が存在する場合は、集落移転を実施する。

⑨ 平地農村の集落で、上述のような生活環境整備を実施しても、交通便益・生活便益が向上しない場合は、集落移転ないし集合化を行なう。

上述のことを実施する方策は、

- ① 区画整理をしたとき、用地のねん出を図る。
- ② 買収、寄付等によって用地をねん出する。
- ③ 既存の構造物の拡大的再構築をする。

3. 辺地過疎

辺地過疎の生活環境整備をする前提に、他地域と連絡する主要道路の整備がある。地域内でいかなる方策を用いても、この主要道路が整備されていないことには効果をあげうるものではない。この主要道路が整備されたものとして、辺地過疎の生活環境整備について記述する。

辺地過疎の生活環境整備は、平地農村の生活環境整備と基本的には同一であるが、集落の移転が基本になるところに相違がある。現在、辺地過疎の生活環境整備の方法として拠点開発方式、集中方式、ネットワーク方式の3つがある。

(1) 拠点開発方式

拠点開発方式とは、社会便益が大で移転しなくてもよい集落と社会便益が小で移転しなければならない集落に区別し、移転する集落を移転しない集落に統合し、拠点を地域に形成する。そして、これを基礎に道路整備等の生活環境整備を実施する方法である。この方法は、現在のところ、辺地過疎の生活環境整備の最良策となっている。

(2) 集中方式

集中方式とは、地域に存在する全集落を一カ所に集中させる方法である。これは、拠点開発方式でも地域の社会便益が向上させることができず、地域の崩壊が目前に迫った場合で、地域維持の最後の手段である。なぜならば、現在各地の集落再編成事業で、集中方式は一向所も見当らないし、それを実行しようとする地域もまだない。これを実行するには社会的摩擦を覚悟しなければならない。したがって、集中方式を行なうには社会的摩擦を無視し、実行できる要因が必要である。それが、地域の崩壊である。

(3) ネットワーク方式

ネットワーク方式とは、既存の集落をそのままにし、各集落を連絡する道路を整備し、交通、生活便益を向上

させようとする方法である。この方法は、平地農村では受入れられるが、辺地過疎では受入れがたい。それは、地域全体の再編を図らねばならない辺地過疎では、集落を動かさず生活環境整備を行なうことが困難だからである。また、社会便益の到達しえない辺地集落を辺地のまま残存しようとすることは辺地過疎では受入れがたい。

(4) 辺地過疎の生活環境整備

辺地過疎の生活環境整備を実施するには、地域の崩壊の程度によって拠点開発方式か集中方式のいずれかが決定される。そして、この両方式のどちらかを地域で実施し、平地農村の生活環境整備と同一な整備を実施すべきである。

おわりに

農村計画事業の部分的事業は、元來市町村計画事業で遂行されてきたものが多い。現在、実施しようとする農村計画事業と市町村計画事業との相違は、前者が総合的に体系つけた計画事業であるのに対し、後者は局所的計画事業である。

このような事業を遂行するに必要な心構えとは、一体何か。岩手県沢内村村長久保俊郎氏が、西独の村落改造視察中に西独の係員との問答の中にある。

村長：「村落改造は、何か年計画ですか。何年で終る予定ですか。」

西独の係員：「西独の村落改造を視察にきた日本人は、皆そのような質問をする。我々は、この村落改造を何年計画とか、何年で完成しようとは考えていない。実行して目的が、達成できないかも知れない。まず、実行しようということだ。100年かかるかも知れないし、それ以上の年月を必要とするかも知れない。」

以上

参 考 文 献

- (1) 茨城県農業委員会：茨城の農村計画 伏見書店 p.4 (1953)
- (2) 小森健治：新しい村づくりの実際 文教書院 p.19 (1961)
- (3) 伊藤洋市：日本の経済空間 鹿島出版会 p.25 (1970)
- (4) 小出 進・石岡道也：過疎地域における集落再

編成事業について 第 23 回農業土木学会関東支
部大会講演要旨 p. 46 ~ (1972)

(5) 清水正友・小出 進・刑部富夫 : 茨城県におけ
る田園都市建設事業について 第 23 回農業土木
学会関東支部大会講演要旨 p. 49 (1972)

(6) 横山光雄・浦 良一・荻原正三 : 彰国社 建築
学体系 26 都市計画編 p. 350 (1971)

(7) 石川武男・白井義彦 : 圃場と土壌 No. 31, 32
33, 農村計画の方法

集落整備について

事例 茨城県田園都市建設事業

花田地区

東野原地区

下青柳地区

清水正友* 小出進*

1. はじめに

我国において土地基盤整備は、土地改良事業に代表されるごとく数多く行なわれている。しかし、生活環境整備と生活、生産施設整備を行ない、農村生活環境の快適化をめざした集落整備の事例はほとんど無である。その点、茨城県の田園都市建設事業は、先駆的な事例と言える。筆者らは、昭和46年より事業終了地区の調査を行なってきたが、その一部をここに報告する。

次のように研究対象を限定した。

i) まず、「いかなる地域の農村整備なのか。」ということである。茨城県の地形的特徴を吟味すると、平地農村地帯である。加えて、田園都市建設事業には指定地域の規定がある。それは、工業化、都市化する見通しのない純農村地帯に限るということである。したがって、この地域は、生活条件が旧態依然としており、現状のままでは都市との生活条件の較差が拡大し、今後も若年労働力の流出現象が予想される地域である。

ii) 田園都市建設事業においては、市町村を事業対象とした地域10カ年計画、地域内の単一集落を事業対象としたモデル地区3カ年計画があるが、本文では集落整備の事例として集中的な投資が行なわれているモデル集落の整備事業を取りあげた。

次に、田園都市建設事業の特色をあげてみる。

i) 生活環境整備を原則としている。生活施設整備と生産施設整備との接点は、生産と生活の場の分離に求められる。これは、生活施設を整備したとしても、宅地内に生産施設が存在しては、生活環境の向上が望めないからである。

ii) 住民参加を事業推進のなかで取り入れている。

“農民による村作り”を目指し、集落単位の推進組織を結成している。そのなかで共同体意識の再開発を志向している。

iii) 土地基盤が未整備の地区では、上記の生活環境整備と土地基盤整備とを並行させ、総合事業としての性格を持つ。それは、生活環境が整備されたとしても、生産基盤が未整備では、農村生活の快適化がはかれないからである。

iv) この事例を推進、指導にあたる茨城県では、行政の関係部課より組織された茨城県田園都市推進委員会を持ち、総合事業としての性格を裏付けている。

さて、以上の事項をふまえて、“平地農村における集落整備として、どのような事が出来るのか。”という問題意識に着眼し以下を進める。

II. 概況

ここで述べることは、計画立案にあたって既存条件と言えるものである。

1. 集落の概況

<東野原地区>

直径約500m、47戸の円型密居集落である。周囲に区画整理された水田が展開している。経営規模は平均2ヘクタールであり、米単作であるが農業生産性は高い。総人口は、265人であるが、幼児の出生減と中高卒者の都市への人口流出で年平均44人減少している。しかし、農業後継者は19戸が決定している。当地区では、近年農閑期の出稼ぎ現象がみられるようになった。

<花田地区>

東西、南北約1kmあり、低地により南北に分割された

* 宇都宮大学農学部

52戸の集落である。経営規模は約1.4ヘクタールであり、台地に畑と住宅が、低地に超湿田の水田が展開している。土地基盤整備は行なわれていないが、田・畑ともに生産性が低い。したがって、兼業農家（一種27%、二種23%）が全農家の半数をしめている。当地は、梨の特産地である。

<下青柳地区>

東西約2km、南北約0.5kmあり、南北を山に挟まれた谷間の57戸の集落である。耕地は、谷間を流れる小河川の周囲に水田が、山すそに畑地が展開している。集落はこの小河川により南北に分けられ、南部は集居状を示し、北部は散在している。これは、近年南部の山すその日陰から住宅が移転したからである。経営規模は平均1.3ヘクタールであるが、土地基盤が未整備のため、農業生産性は低い。米を中心とした営農であるが、作付けは多品目にわたる。兼業農家（一種8%、二種12%）が全農家の20%をしめ、また、大部分の農家において後継者が未決定である。

2. 整備以前の状況

既存集落において一般的に言える現況とは、(イ) 集落内道路は、屈曲し幅員が狭い。(ロ) 集会施設がない。あっても老朽している。(ハ) 集落全体が樹林におおわれ暗い。(ニ) 旧来の農家住宅は、現在の生活には不合理である。(ホ) 下水排水施設がない。(ヘ) 宅地内にある畜舎が公害問題化している。などである。

次に、調査地区の整備以前の状況をみてみよう。

<集落内道路>

牛馬車道への幅員（1.8～3.6m）である。東野原地区では、屈曲が甚しい。

<集落間連絡道路>

近年、県道・農免道路等の整備が行なわれている。これら主要整備道路が集落内を通過する場合もある。集落の東端を県道と接する下青柳地区は、集落内通過を反対したため、県道は迂回している。東野原地区は、鉄道、県道から数百メートルのところの位置するが他集落、国県道との連絡道路が整備されていない。東西の県道の中間に位置する花田地区は、連絡道が未整備のため陸の孤島の感が強い。

<集会施設>

公民館は、小学校通学圏を最終目標の単位として設立

しているため、大部分の集落には集会施設がない。東野原地区は寺を、花田地区は集荷場を、下青柳地区には旧校舎を利用していた、小さな会合は、個人の住宅を使用することが多く、そのため“役員になる人は、会合に住宅を提供できる人”なのである。

<上水道施設>

農村部では井戸を使用することから、水源の枯渇、農薬、下水等による水質の汚濁がある。下青柳、花田地区は、簡易水道がない。下青柳地区にいたっては井戸の60%が飲用不適である。近年、簡易水道が普及してきた。東野原地区では、都市・簡易両水道が普及している。

<墓地施設>

集落内に寺がある場合は、境内に大部分の墓が納められている。それ以外は、耕地等に散在している。東野原地区は、8割が寺に納められているが、残りは散在している。花田地区は、寺はないが集落の中心に集団化している。下青柳地区は、数カ所に固まっているが、既にどの墓地も許容量に近い。花田、下青柳地区は土葬である。

<生産施設>

宅地内には、畜舎などの生産施設がある。畜舎の多くは規模が零細であり、排泄物処理施設がなく、悪臭、ハエ、カの発生等で近隣住民の住宅環境までも悪化させている。茨城県は、屈指の豚産地である。花田地区においては、52戸のうち養豚経営が25戸（平均5～6頭）もある。

<土地基盤整備>

東野原地区では、水田の区画整理、集団化が行なわれている。花田、下青柳地区は、土地基盤整備が行なわれていない。したがって農道は未整備であり、加えて前者は超湿田に後者は用水不足に苦悩している。花田地区の畑地は、霜害、冷害を受けやすく、下青柳地区の水田では、小河川の氾濫などが起きている。

<農家住宅>

宅地面積は広いが、（東野原地区：平均1200㎡）竹ヤブ、樹林におおわれ暗い。そのうえ下青柳の南部地区では、山すそのため日照時間が少ない。また、田の字型住宅であるため日陰の部屋が多い。農家住宅の多くは、通勤、通学等の生活様式が多様化が進んでいるにもかかわらず個室が設けられていない。炊事場も旧態依然としている。下水排水は、たれ流しであり、ハエ・カの発生

源となっている。

このように、事業計画立案にあたっての既存条件には、集落の特性があり、これを加味せねばならない。

Ⅱ. 事業計画の概要

以上の既存の条件を考慮した事業計画の立案を各地区ごとにみてみよう。

<東野原地区>

生産基盤が確立されているため、生活環境整備を中心とした計画が立案され、農閑期出嫁ぎ対策として生産施設の整備が位置付けられている。

イ) 道路整備

集落内道路、集落間連絡道の整備、街路灯・側コウの設備

ロ) 公共生活施設の整備

田園都市センターの建設、子供の遊び場の建設

ハ) 生産施設整備

ハウス団地の造成、共同豚舎の建設

ニ) 住宅環境整備

立木伐採、小枝払い、住宅の新改築、垣根整備

<花田地区>

生産基盤の未整備が生活環境への投資を阻害するため、畑地の基盤整備を計画内に入れて生活環境整備と並行させている。

イ) 道路整備

集落内道路、集落間連絡道の整備、街路灯・側コウ、ガードレールの設備

ロ) 公共生活施設整備

田園都市センターの建設、子供の遊び場設置、簡易水道の設備、墓地の改修

ハ) 生産施設整備

共同豚舎の建設(二カ年)

ニ) 土地基盤整備

52ヘクタールの畑地カンガイ、集団化を含む畑地基盤整備、農道の整備

ホ) 住宅環境整備

モデル農家住宅の建設、住宅の改築、小枝払い、下水排水処理施設の設備

<下青柳地区>

前二地区と異なるところは、全面的に生産基盤の整備を

行ない、生活施設整備と並行させていることである。洪水の氾濫により水田の土地所有の地積が不明になったため、水田のホ場整備を入れ、さらに経営の単純化、専門化を目指した畑地の集団化、生産施設の整備を計画に入れている。

イ) 道路整備

集落内道路の整備、街路灯・側コウの設備

ロ) 公共生活施設整備

田園都市センターの建設、子供の遊び場の設置(三カ所)、簡易水道の設備、公園緑地の造成

ハ) 生産施設整備

畜舎移転(二戸)、共同しいたけ栽培施設、社員共同飼育所の建設、共同作業場、格納庫の建設

ニ) 土地基盤整備

水田のホ場整備、畑地集団化事業、同付帯農道整備

ホ) 住宅環境整備

モデル農家住宅の建設(二戸)、住宅改築、小枝払い、下水処理の整備

ヘ) 防災施設整備

消防ポンプ車の配備、格納庫、貯水池の設備

Ⅳ. 道路整備事業

1. 集落内道路の整備

集落内道路の整備は、通便益、生活便益上必要である。拡巾、アスファルトないしコンクリート舗装の施行が事業の中核を成す。

(1) 配置

配置において、幹・支線を決定せねばならない。幹線は、必然的に集落外へ出る集落間連絡と連結しているものとして決定される。したがって、交通量も比較的多く、既存道のなかにおいても幅員は広いのが一般である(3.6m)。支線の配置は、多くの宅地に連絡するよう決定せねばならない。幹線道へ出るのに迂回せねばならない場合は、新設道を考慮する。支線の決定の際、集落内の既存道路網をすべて対象とする場合と、一部主要道を対象とする場合に分かれる。これは、集落形態と事業費が規定要因となる。後者は、土地基盤整備等の農道整備により十分な幅員をとり、支線末端ないし幹線と連結させる方法である。前者の方法を採用しているのが、密居の東野原地区であり、他の二

地区は後者を採用している。下青柳地区では、畑地集団化事業が一部させつし、農道整備が行なわれていず、この路線のみ旧態依然としている。

(2) 道路用地の確保

土地提供は大別すると、無償と有償に分かれる。無償は、計画地積を個人が提供する場合と、ホ場整備による共同減歩がある。

花田地区は、個人無償提供であり、下青柳地区は、幹線を共同減歩でねん出し、路線別に、有償・無償の方法をとっている。有償は、市町村等の買収による場合と代替地を与える場合がある。東野原地区は、巾40mを無償、それ以上を町が坪1000円で買収している。さらに旧道を廃し、直線化した路線では、旧道地積に加え代替地（集落所有地）を与えている。

阻害するものに土地への執着心というものがああり、個人無償提供の場合に強い。花田地区、下青柳地区は難行し、下青柳地区においては、田園都市事業と並行事業である町道整備部分がさせつしている。

(3) 拡巾の方法

改修には、幅員の増大（原型拡幅）と屈曲の是正（直線化）がある。原型拡幅においても若干の屈曲は是正できるが、家屋の位置に規制される。住民の了解があり、土地を公平に負担するようにすれば、宅地の道路用地提供は可能であるが、家屋の移動は、その費用が阻害する。下青柳地区では、石垣、家屋のため幹線道路において完全な直線化ができないでいる。東野原地区では、家屋の移動は行なわないで一路線だけを直線化している。

いずれにしても付帯する垣根、へい等の取壊しには、垣根整備事業として5割の補助が与えられている。

(4) 巾員・舗装

幹線の巾員は、通過交通量により決定されるが、三地区とも5.5～6.5mの巾員をとっている。支線においては、最低40mの巾員を確保している。それは、道路管理にあたる市町村の巾員最少規格だからである。

下青柳地区では、支線の舗装が遅れている。

(5) 側コウ

側コウの機能は、路面排水機能と下水排水機能をもつ。花田地区は、前者のみで、東野原地区は両機能を有す。下青柳地区では、集居地区では両機能を有すが、散居地では路面排水機能のみである。花田地区では、側コウ幅

が0.6～0.7mあり、かつ両側側コウのため有効幅員が狭く悪評を得ている。東野原地区では、片側側コウの計画であったが、宅地内排水を考慮し両側側コウにした。

側コウの流末処理は、一般には河川への流下である。東野原地区では、延長距離が長く土水コウのため水田への横溢がみられる。

(6) 街路灯

維持管理費が集落負担なので、本数の規制要因となっている。配置は、交差点、住宅地区を重点としている。下青柳地区では、旧道に街路灯を設置したため、変更をよぎなくされている。

2. 集落間連絡道路の整備

集落間の連絡と主要国県道との連絡である。これらは広域にまたがるため、市町村、県等の道路整備計画として行なっている。花田地区では工業団地造成に伴った農免道路整備事業を行なっている。その道路に面する土地の地価は10当り25万程に値上りした。下青柳地区は、広域営農団地農道整備事業と町道整備事業をあわせ行なっている。東野原地区では、大規模な道路整備事業がないことと距離が数百メートルのため本事業で行なっている。一部連絡道において宅地化が進行してきたため、側コウを設備し集落内の排水系統と連絡し処理を行なった。

V. 公共生活施設整備事業

1. 集会施設の整備

(1) 施設機能

田園都市センターとは、集落を利用対象とした集会施設である。この施設には、単に集会、研修機能を求める場合と、総合機能（個人住宅機能の共同化）を求める場合がある。これは、地区住民の意向、集落形態（利用距離）、敷地の確保面積、事業費により規定される。花田、下青柳地区は前者に該当し、東野原地区は後者である。

一般に集会機能を求める場合は、随時利用であり青壮年層を利用対象としている。総合機能を求める場合は、常時開放利用であり子供から老人層までを利用対象としている。この場合、付帯設備費を多く要す。

(2) 敷地の確保

位置は、集落の中心に近く、整備道路と連絡可能な地点が望ましい。敷地の確保には、個人所有地の買収、基盤整備によるなわのび、公共施設の跡地（公民館、小学

校)、部落所有地などの方法がある。東野原地区では、総合施設を望む住民の意向を反映し、狭い集落所有地を断念して個人所有地を買収している。(1000㎡、1200円/㎡)花田地区では、畑地の区画整理時のなわのびから3000㎡をねん出する予定であったが、区画整理の規模が縮小したため800㎡しかねん出できず、これを45万円で購入した(農民は均等割:所得割:固定資産割=3:3:4で45万円を分配した)。下青柳地区では、小学校跡地を利用している(588㎡、借地料なし)。

(3) 敷地内配置

総合施設である東野原地区では、駐車場、集会施設、花壇、バレーコート、幼児遊園がある。下青柳地区は、駐車場、集会施設、庭園があり、花田地区は集会施設のみである。児童遊園地を敷地内に造る予定であったが、狭く神社内に求めた。

(4) 間取り

大別すると集会室、和室、調理室、トイレなどである。下青柳地区は、児童遊戯室が事業費と坪数に阻害され除外された。総合機能を求める東野原地区では、常時開放利用を可能とするための管理人室が設けられている。

(5) 管理方法

管理方法は、施設機能と集落形態により規定される。集会施設の場合は、利用時間も利用時間も限られることから、近隣農家、または持回り管理で良いが、近隣農家の管理であるとその家だけが負担となる。総合施設の場合は常時開放利用であるので、維持管理に対しては専従者(管理人)を必要とする。しかし、管理人を求めるのは、現在の農村ではむしろ不可能である。次に、施設機能を問わず住宅密度が粗の場合は、管理距離が遠く管理人室を必要とするし、住宅密度が密の場合は持回り管理が良い。管理人室を設けている東野原地区では、管理人が移転したため現在は持回り管理である。下青柳、花田地区も持回り管理である。

2. 上水道施設の整備

市町村の広域水道計画がある場合は、並行させると良い。集落単位で行なう場合は、地下水を水源とした簡易水道である。既存施設(井戸)があるため、参加しない農家がある(下青柳地区で1割の農家)。しかし、水源として深井戸を掘るため、簡易水道建設後、個別水源が

枯渇する場合があるので全戸参加すべきである。この事業は、一戸当たり35千円の出費でできたため住民の評価は良い。下青柳地区では水圧を増すために山腹へポンプアップしている。

(3) 墓地整備

集団化には墓地改葬が必要であり、市町村長の許可を要す。事業推進指導体制と緊密に連絡しておかないと墓地集団化計画立案中に個人墓地改葬に許可を与えてしまい、集団化を阻害する場合がある。下青柳地区で見られた現象である。集団化墓地の位置は問題ない。むしろ居住区城内にあってもかまわない墓地を設計すべきである。花田地区では集落の中心にある墓地の移転を町役場では考えたが、老人が反対し、カラーネットを付け改修した。下青柳地区では公園墓地と称し集落の中心にレクリエーション施設を兼ねた墓地を造成している。敷地は、個人所有地を買収し(山林、水田2200㎡、45万円/a)、火葬を前提として各戸に墓地を割り当てている。

4. 子供の遊び場建設

子供の遊び場といっても各種ある。幼児遊園、児童遊園、少年公園と子供の成長に合致した施設が必要である。各々の段階で子供の生活圏も拡大してゆくことを考慮すべきである。しかし、大人の関心が薄いことと、利用対象者の絶対数が少ないことに規定され、ブランコ、スベリ台、砂場、シーソー、ベンチなどの画一的なものになっている。したがって、子供達はあまり利用しない。神社の境内に建設した花田地区では、樹林におおわれ暗く、ほとんど利用されていない。

幼児遊園の場合、大人の保護範囲であることが必要である。したがって、センター敷地内に求める方法がある。当初、三地区ともこの方法を採用したが、敷地面積の確保ができず、東野原地区だけが実現した。

児童遊園、少年公園となると、利用対象者の生活圏も拡大することから、交通事故等の危険に対し配慮せねばならない。東西に細長い集落である下青柳地区は、幼児遊園(個人宅地の借地)と少年公園(神社境内の借地)二カ所に建設したが、少年公園は県道を越えねばならず、母親の心配の種となっている。

VI. 住宅環境整備事業

1. 住宅の新改築

住宅の新築改築においては、事業費で行なう場合と自己資金で行なう場合がある。前者は、モデル農家住宅と呼ばれ、道路幅巾の際家屋取壊しをよぎなくされる場合5割補助で新築されるものである。花田、下青柳地区に各々一戸づつ建設された。モデル性は①個室を多く設ける。②人寄せ事の間取りをとらない。③農作業を考慮した浴室、便所、土間の合理的な配置。④安価な材料費。などに見られる。自己資金でも、設計士の斡旋、利子補給を町役場が行ない、住宅金融公庫の農村漁村住宅改善資金から融資を受けている。この方法を採用したのが東野原地区である(4戸新築)。公共事業予算によって個人財産に補助することはできないといったからである。

住宅の改築対象は、炊事場、便所、子供部屋、寝室などであり、農協、市町村よりの借入金で行なっている。延べ総数は、東野原9戸、花田9戸、下青柳19戸である。水洗便所の場合は、蒸発式の個別処理方法をとっている。

2. 下水排水処理施設の整備

処理方法は、蒸発式処理施設による個別方式と側コウの下水排水機能による集水方式がある。これらの決定には、道路側コウに住宅が接するか、いなかによる。接している場合は、側コウの排水機能を利用すれば良く、接していない場合は、個別方式が良い。すなわち道路計画とか勾配に規定される。東野原地区では、集水方式であり、下青柳の集居地区では、集水方式、その他の地区では、個別方式ないし、たれ流しである。花田地区では、側コウで宅地内排水は行なっているが、下水排水は個別方式を採用している。

3. 立木伐採、小枝払い

道路機能の維持、街路灯の照灯範囲の拡大、通風、採光のために春、秋の年二回必要である。明るい集落作りには、共同体意識に支えられねばならない。したがって、三地区とも重要な事業として行なわれている。

Ⅶ. 生産施設整備事業

1. 共同豚舎の建設

共同豚舎の建設とは、生産と生活の場の分離が第一目的である。すなわち宅地内の個人豚舎を一カ所に統合することである。5～6頭の経営規模の農家が参加するに

は、規模拡大と省力化がはかられねば妙味がない。

(1) 配置

畜舎の集落外移転とは、居住区域から引離すことである。配置条件には、距離、面積、用水、方向(居住区域よりも風下)があげられる。排泄物処理施設と種豚の場合の夜間宿泊管理施設の建設が計画にはいれば、配置条件が変わる。排泄物処理施設を設ける場合は、飼育管理距離は規定要因ではなく、必要地積と用水条件、方向に規定される。投棄(たれ流し、河川流下等)する場合は、水質汚濁防止法にいう特定施設として規制対象化される見通しなので、今後は投棄することはできない。採肥を前提とする場合は、距離は耕地に近いほうが良いが、集落形態、土地所有に規定され、さらに用水条件、方向が変わる。

さらに種豚の場合は、夜間宿泊施設の建設により、管理距離(種豚の夜間出産)から解放される。

いずれの方法をとるかは、事業予算に左右されるが、以上の配置条件を満たした土地の確保が、事業成功のかぎである。

花田地区においては、種、肥育豚舎を二カ所、南北に分れる居住区域の中間地帯に配置した。しかし、事業予算の制約があったために排泄物処理施設、夜間宿泊施設を設けることができず、採肥(梨園)を前提とした。したがって、宅地外移転のために管理、施肥距離が遠くなる農家も出現し、25戸から11戸に希望農家が減少した。階層別に対応し、主として、零細農家が脱落した。経営規模が大きな農家は、養豚経営の規模拡大を望む。採肥を前提としているため配置が争点となり11戸のうち7戸の脱落をみる。そして、近隣に耕地を持つ4戸が集落の南端に豚舎の配置転換をした。敷地は、内1戸の土地である。しかし、夜間宿泊施設がないため、自宅の産出用豚舎を必要とし、二重の施設となっている。

東野原地区では、区画整理した耕地が集落の周囲に展開しているため、居住区域の北隣にしか土地を求めることができなかった。排泄物処理施設建設に必要な地積を確保できなかったために投棄(河川まではU字コウ)の方法をとらざるを得ず、近隣居住区域の住民の畜舎公害反対の声が起きた。

(2) 経営方式

全養豚経営農家を対象とするので、経営方式は協業経

営、施設共同利用の個別経営があげられる。農民は、省力化を望むが協業化を嫌う傾向がある。それは、目的が制約されるからである。

花田地区では、施設共同利用である。東野原地区では、協業経営を目指したが協業化への賛同が得られず、公害反対の外部的圧力も加わりざせつしている。

2. その他の生産施設整備

下青柳地区では、二戸の牛舎移転が計画されたが、一戸は移転先の近隣住民の反対があったため敷地の確保ができざせつしている。他の一戸は、家屋から引離し山腹に施設を設けている。さらに、共同牡蚕飼育所建設を計画したが、指導者がからだを悪くしたために進行していない。共同しいたけ栽培施設は二カ所、計五戸の参加で実現している。現在は、施設共同利用の個別経営であるが、協業化を目指している。

東野原地区は、イチゴ、キュウリのハウス協業経営を計画したが、育苗の失敗、労力配分の問題で個人経営に移行している。

Ⅶ. 土地基盤整備事業

上もの（生活、生産施設整備）と下もの（土地基盤整備）を並行させる場合と、施設整備だけを行なう場合がある。それは、事業対象地区において土地基盤が整備されているか、未整備の状態かという既存条件より規定される。土地基盤が未整備では経営の合理化はかかれず生活条件の較差は正が望めない。土地基盤整備を並行させたのが、水田の区画整理事業、畑地整備、集団化事業を行なった下青柳地区と、畑地整備を行なった花田地区である。生活、生産施設整備だけを行なったのは、水田単作地帯で区画整理を終えた東野原地区である。

また、並行させて行なう場合、集落単位の規模（土地所有者の大部分が集落内にある耕地）とするか、隣接集落を含む一定地域の規模にするかにわかれる。前者が花田地区であり、後者は下青柳の畑地の集団化事業である。土地基盤が未整備な地区では、耕地が分散しており、しかも分散耕地は居住区域の周辺とはかぎらない。したがって、整備対象は、隣接集落をふくむ地域を対象とすべきである。これは、生産構造の広域化に適合するものである。

1. 水田の区画整理事業

下青柳地区における水田の区画整理事業は洪水後の所有地積の確定化に直接の契機が求められる。事業対象地区は、東西の居住区域の中間地帯、小河川沿岸に展開する水田である。

下青柳地区では、幹線農道に生活便益の機能をもたせるため、幅員を6.5mにとり、舗装して集落内道路の幹線路としている。工事区内の土地所有者が共同減少したのだが、通作便益も良くなることから評価も良い。

また、用水不足に悩んでいた当地区は、ポンプによる反殺利用、掛流しにより用水不足を解消した。しかし、自由な用排水管理はできない。この事業対象地区でない山間部の水田は、3kmあまりの通作を未だよぎなくされ、超温田に悩まされている。

2. 畑地整備事業

下青柳地区では、西部地区において集団化事業と農道整備が行なわれている。その際、1.5haの桑園は抜根され、集団化が図られた。整備農道は、前述の水田地区の幹線と連絡がはかられている。東部地区では、後継者未決定の者が投資に消極的であったこと、樹園地の成木があったこと、などが阻害して集団化事業がざせつしている。この事業に付帯する農道整備は、後に町道整備として舗装化の予定であったが、ざせつしたためこの地区だけは道路条件が旧態依然としている。下青柳地区では、当集落のみでなく隣接集落を含んだ集団化計画（受益面積108ha）をたてている。

花田地区においては、畑地カンガイ、区画整理、集団化が52haにわたって計画された。その際、零細経営で反対の立場をとったもの、他部落の人の所有地は除外している。経営目標は、高等野菜の栽培であったが、新分野のため陸稲栽培を前段階とした。しかし、栽培技術の研究に二カ年間費している間に減反の不安が起き、事業投資を回避して畑地カンガイはざせつした。この設計費約70万円はむだになっている。なわのびによるセンター敷地ねん出のため、20haのみ区画整理を行ない8aの敷地をねん出している。旧来どおりのすいかを付けている。

Ⅷ. 事業費

1. 事業予算

事業計画により事業費を算出し事業予算を構成するの

が一般的である。しかし本事業では、事業予算が限定され、これに規定された事業計画を立案している。事業予算は、県費 1,300万円、市町村費 700万円、モデル集落一戸平均1万円、計〔2000万円+(戸数×1万)〕円の基金設置より一義的に決定されている。この事業予算である基金の決算と予算の認可にあたるのは、市町村に設けられた社団法人田園都市協会である。この組織の構成は、市町村役場、議会、農協、農業委員会、集落代

表である。

生産、生活施設の共同施設、道路整備には基金より経費の50%以内が補助対象となり、その他の個人に還元する施設(墓地、上水道等)には融資額の15%以内が補助対象となる。事業費の非補助対象部分は、市町村費、融資、地元負担により構成されている。

2. 事業費

三地区における事業費は、次の通りである。

昭和46年茨城県発行“田園都市建設事業の実施の概要”を資料とした。

単位千円

事業名	花田地区		東野原地区		下青柳地区	
	千円	%	千円	%	千円	%
1. 道路整備事業	16,180	37.6	14,000	28.0	20,740	
道路拡巾, 舗装, 側コウ	(16,142)		} (14,000)		(20,636)	
街路灯	(38)				(104)	
2. 公共生活施設整備事業	9,850	23.2	6,701	14.3	(?)	
田園都市センター	(6,000)		} (6,701)		(8,000)	
子供の遊び場	(-)				(196)	
墓地整備	(254)		(-)		(?)	
上水道整備	(3,596)		(-)		(9,534)	
3. 住宅環境整備事業	7,822	17.2	14,329	8.7	(?)	
住宅新築	(-)		(8,905)		(-)	
住宅改築	(1,725)		(4,256)		(14,179)	
モデル農家住宅	(5,149)		(-)		(?)	
下水排水処理施設	(268)		(-)			
垣根整備	(-)		} (1,231)		(1,449)	
小枝, 立木伐採	(80)					
その他	(600)		(-)			
4. 生産施設整備事業	6,740	15.7	12,421	25.1	2,535	
畜舎移転	(6,740)		(5,330)		(1,424)	
ハウス施設	(-)		(7,091)		(1,111)	
5. 土地基盤整備事業	2,912	6.8	(-)		(?)	
水田の区画整理事業	(-)		(-)		(22,600)	
畑地整備	(600)		(-)		(?)	
農道整備	(2,312)		(-)		(-)	
6. その他	(-)		1,806	3.9	(-)	
合計	42,902	100	47,556	100	計画 105,211	

注：下青柳地区は、資料が不足しているため算出することができなかった。

上表によると、道路整備費が総事業費にしめ割合は30～40%にのぼる。総事業費のなかには、まったくの個人負担の事業もふくまれているのであるから、補助率50%の道路整備事業費が基金にしめる割合は大きくなる。(例：花田地区では事業費16,180千円、基金負担分8,090千円、進路事業費が基金の総額にしめる割合は、 $\frac{8,090}{20,520} \times 100 = 39.4\%$)

結果的には、限定された予算内で道路整備費に予算が食われてしまい、他の事業計画に圧迫を加えることになる。したがって、道路管理者である市町村が全額を負担すれば良いが、農村部の財源の乏しい市町村では困難である。

3. 地元負担

道路整備事業では地元負担がないが、生活、生産施設整備、住宅環境整備(住宅新築は除く)土地基盤整備に関しては、負担金を各戸が受益量に応じて負担する場合と均等負担する場合がある。花田、下青柳地区では、センター、墓地、上水道は各戸均等割であるが、それ以外は事業量に応じている。東野原地区では、寄付金一戸平均10万円により充当している。これを可能とした要件は、土地基盤整備を行っていないのでその負担がないことに求められる。しかし、個人事業である生産施設整備(ハウス等)の自己負担分を寄付金で充当したことには批判がある。

ここで、各戸平均の自己負担(融資もふくむ)をみてみよう。東野原地区では、一戸平均24万円(寄付金含む)、花田地区では一戸平均34万円、下青柳地区では一戸平均45万円である。「生計外の事で苦しい。」というのが農民の感想である。

X. 住民参加

1. 推進組織

住民参加は、<自分達による村作り>を目指したものである。集落には、集落を単位とした推進組織が設けられるが、この組織は全戸の参加ではない。組織機能としては、意見調整の場である。構成は主に壮年層であるが、各年層にわたるべきである。東野原地区では、青年層より「現状を改革する視点が無い。」と批判を受けている。

さらに、専門部会と称する実践組織を設け各戸がどれかに参加するようにしている。これが、実は住民の事業

との接点である。東野原地区では、意識改善部、生活環境改善部、道路排水改善部、農業近代化部を設け、下青柳地区では、社会環境改善部、生活環境改善部、住宅環境改善部、農業生産環境改善部を設けている。花田地区では、全体会議で行なっている。住民が実践主体となるためには、研修、講演、先進地視察を行なって事業のイメージを啓発する必要がある。

専門部会は、意向調査、細部計画の立案、事業の実施までも行なっている。

2. 住民参加の限界性

住民参加の長所と短所を知る必要がある。

<長所> 集落内には、地縁・血縁の人間関係がある。したがって、妥協の余地があるので、むしろ部外者が入るよりは良い。ここに事業推進に対する行政的な思惑があると見える。なによりも、村の内部を知っているのは住民だからである。花田地区の農道整備において、計画、用地確保、施工までを農民の手で行なったことは評価に値する。

<短所> 住民の本職は農業であり、プランナーではない。したがって、将来予測にたった指導をする必要がある。農繁期に労働力が事業のためにうばわれる場合がある、選挙等の政争が集落内に持込まれた場合、事業推進を阻害する。住民参加とは直接関係ないが、下青柳地区では町長選挙の影響が、町道整備(ざせつ)とモデル農家住宅の指定(二戸から一戸)にみられる。

XI. 事業評価

各地区ごとに、個別事業のベストスリーをあげてみる。

東野原地区では、集落内道路、田園都市センター、枝立木伐採である。花田地区では農道、田園都市センター、集落内道路である、下青柳地区では、水田の区画整理、集落内道路、上水道である。いずれの地区も整備以前の状況を反映した評価である。しかし、「ここで行なったものは、他の部落でも絶対必要なものだ。」といった共通の意見が聞かれた。

事業予算に関しては、自己負担が多火であることが事業参加を阻害する要因である、と多くの農民が述べていた。「補助率が7～8割ぐらいただったら、事業はもっとスムーズにいったらう。」「部落の経済力が問題である。経済力のない部落ではできない。このような部落こ

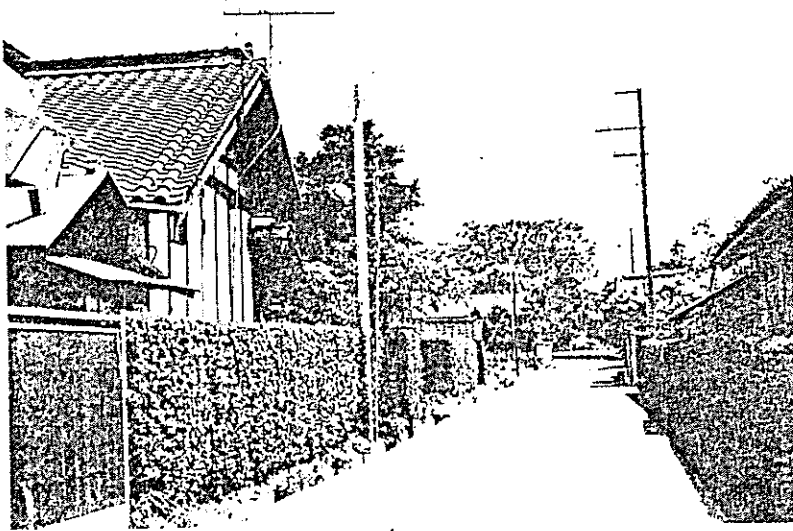
そ事業をやるべきなのだが。」といった声も聞かれた。

各地区の指導者と面談したところ、集落整備というフィジカルなものより、メンタルな面で評価している。下青柳の農民は、「山の中に住んでいるので、今までは引込み思案であったが、やれば出来るという考えになったし、前向きに物事を考えるようになった。」と語っていた。東野原の農民は、「農村をとりまく環境も年々変わってゆくので、子供の教育、出稼ぎ問題にも取り組む必要がある。この事業のねらいは“心”にある。みんなの事を考え、行動する共同体の意識です。」と語っていた。

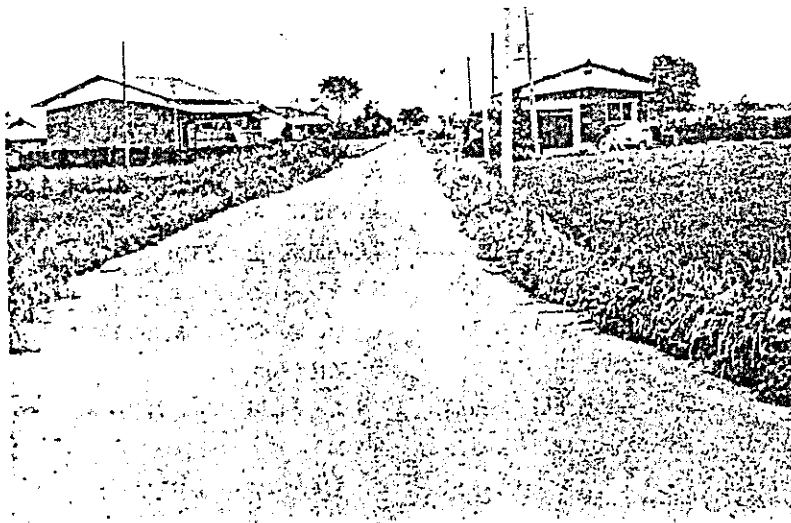
Ⅷ. おわりに

先駆的事例である田園都市建設事業の報告と、若干の計画論を述べたが、筆を置くにあたり誠に浮ぶのは、面談した農家の方々である。集落整備に関する技法や発想法が、確立されていない段階で、事業を完遂したことに我々は注目する必要があるだろう。そして、先駆者の足跡をひとつ、ひとつ辿ることから研究の第一歩を始めねばならないと思う。

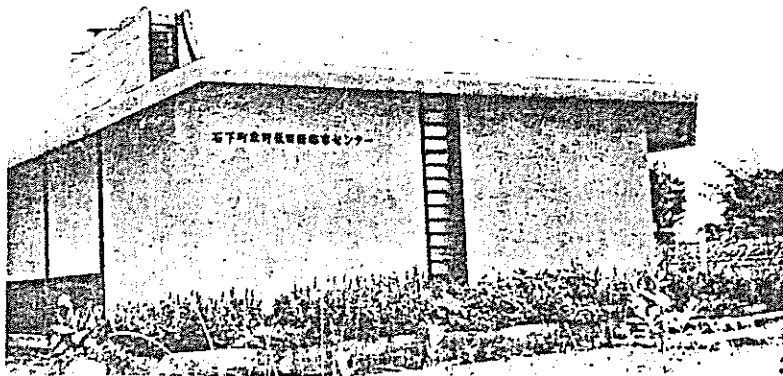
最後に、石下町、関城町、八郷町役場、集落の方々にお世話になり、また、研究室の刑部富夫氏には、調査に助力していただき、御礼申し上げる。



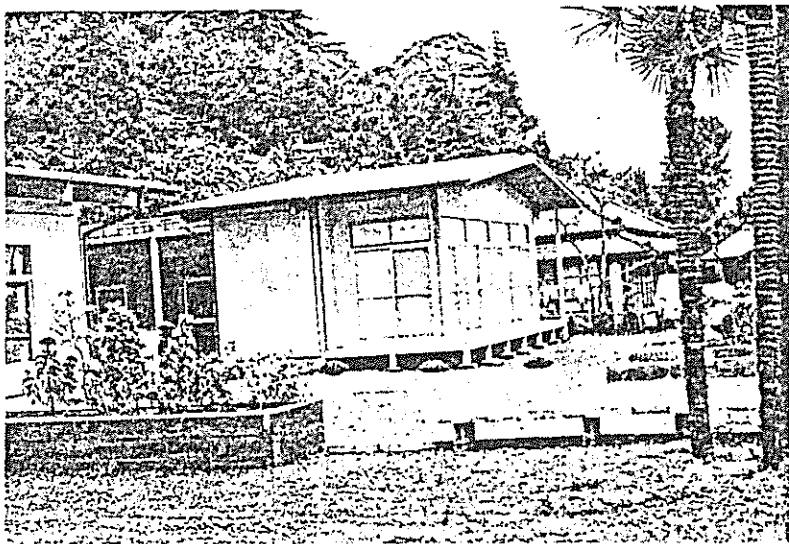
No. 1. 整備された集落内道路。宅地内排水を考慮して両側側溝とした。
(東野原地区)



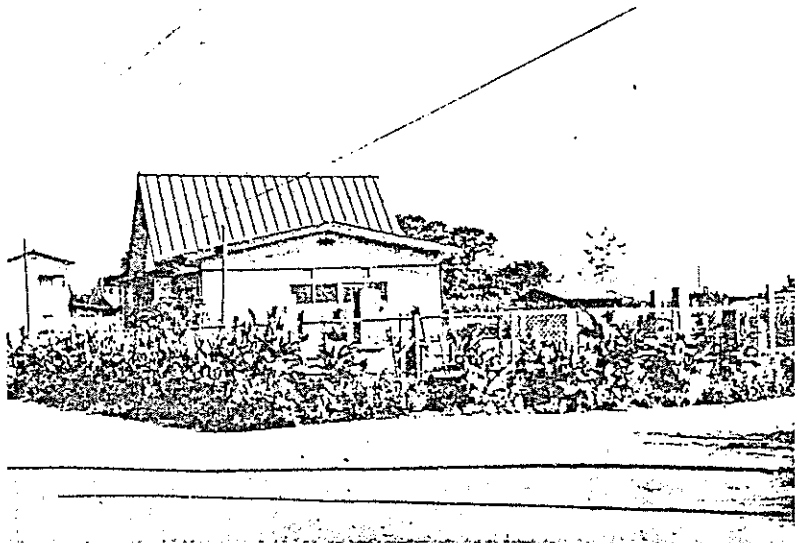
No. 2. 県道と集落の連絡道路。宅地化が進行してきたため、下水処理は側溝で行なって集落内の側溝系統と連絡させている。(東野原地区)



№ 3. 個人住宅機能の共同化をめざした東野原センター。管理人室を設けている。
(東野原地区)



№ 4. 集会施設としての下青柳センター。建築デザインは個人住宅を模して
親しみをもたせている。(下青柳地区)



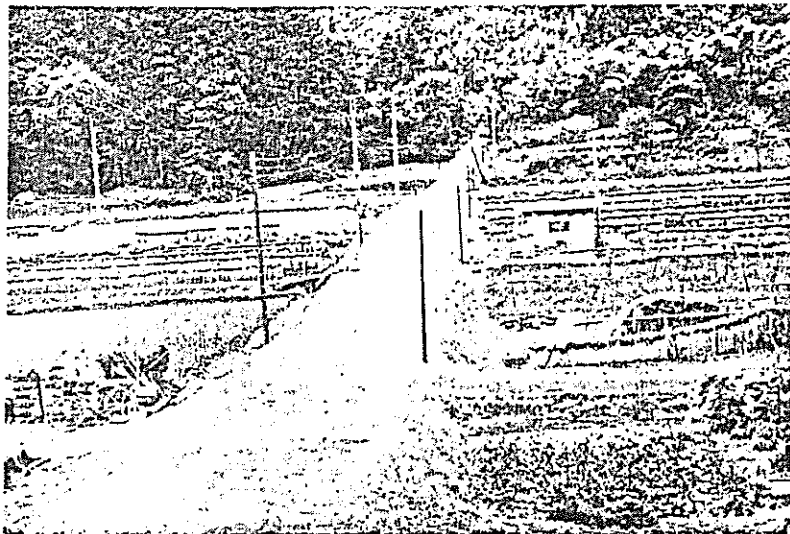
№ 5. 花田センターと集団墓地。センター敷地は、区画整理時のなわのびから
ねん出している。(花田地区)



№ 6. 造成中の公園墓地。センターとともに集落の中心に配置された。
(下青柳地区)



№ 7. モデル農家住宅。個室と土間を設け、農村生活の合理性を追究している。(花田地区)



№ 8. 田園都市建設事業と並行させて行なわれた水田のホ場整備事業。幹線農道を舗装し、集落内道路幹線として生活便益の機能をもたせている。(下青柳地区)

自然休養村整備事業計画の現状と問題点

長 島 守 正*

I. まえがき

自然休養村整備事業は、昭和46年7月に発足をみた農林省の補助金事業の一つである。その発想にユニークなものがあり、注目されている事業の一つと言えよう。

すなわち、ここに示されている課題は、農山漁村の再編整備の一環として、とくに、地の利の活用に重点を置きつつ、農業の振興と、農村生活環境の整備を図るということであるが、この事業の特徴は、今後急速な増加が予想される都市居住者の余暇時間の消化に対して、農村という空間を、健全なレクリエーションの場に提供しながら、農村の生活の向上をねらいとしたことである。

このことには、従来より考えられていた農業生産の場という農村の概念から、新たな方向への波紋をみる事が出来よう。

この自然休養村整備事業計画の手法は、農村計画の一頁として、総合的に把握されるべきものと考えられるので、本稿においては、現状とその問題点に若干の考察を試みた。

なお、事業そのものの成果は、これが始められてから、まだ日が浅く、殆どどの地区が整備中、または、計画の段階にあるため、あと数年、期待出来ないであろう。

II. 自然休養村整備事業について

自然休養整備事業は、昭和46年7月8日付、農林事務次官通達によって示されたもので、その目的として、

- ① 農林漁業の中高年齢従業者の就業機会の増大
- ② 農林漁家経済の安定向上
- ③ 都市生活者等に対して、農山漁村の自然環境を休養する場として提供する。

という3つの柱があげられている。

候補地区の区域は、おおむね旧市町村を標準とし、指定の要件は、次の様に示されている。

- ① 交通条件、資源の賦存状況等からみて都市生活者

等のレクリエーション需要が相当程度見込まれること。

② 自然休養村にふさわしい自然景観を備えるとともに、これと調和した農林漁業経営が営まれ、今後とも地区内農林漁業者等の自主的な総意により、その保全および振興が図られる見込みがあること。

③ 地区内の農林漁業者等が、観光農林漁業の振興に熱意を有し、その計画的、組織的な活動により、資源を有効的に活用した観光農林漁業経営の確立および農林漁業者の就業機会の増大を図りうる見込みがあること。

自然休養村整備計画樹立に対しては、候補地区に関する自然公園、自然休養林等、観光およびレクリエーションに関する計画、農業振興地域整備計画、山村振興計画、林業構造改善事業計画等の調整と、一体的な実施による相乗的効果が期待されている。(以上、農林事務次官通達、3頁より5頁、引用および参照)

また、昭和46年7月8日付、農林省農政局長による「昭和46年度自然休養村整備実施要領の運用について」によれば、「指定の要件をみたす候補地区のうち、次に該当するものについては、その優先指定を配慮するものとする。

(ア) 自然の保全と調和した観光農林漁業経営の実績をもつもの。

(イ) 観光農林漁業経営の振興のために水田の転換利用が図られる見込みのあるもの。

(ウ) 農林漁業従事者ととくに中高年齢者の就業機会の拡大の緊急性が高く、かつ、これらの者を相当程度観光農林漁業経営に吸収しうる見込みのあるもの。」と述べられている。

また、整備計画の様式は、昭和46年9月29日付農林省農政局長通達「自然休養村整備計画書の様式等について」によって参考様式が示されている。それは資料に示すとおりである。

* 日本大学農獣医学部

自然休養村整備事業の推進に対しては、第2次農業構造改善事業による運用が、昭和46年度指定、昭和47年度より事業実施ということで、山村地域農林漁業特別対策事業による運用が昭和47年度指定、昭和48年度により10ヶ年間事業実施、第2次林業構造改善事業による運用が昭和47年度指定、昭和48年度より10ヶ年間事業実施ということで示されている。

第2次農業構造改善事業に関する内容としては、

〔自然休養村園地整備事業〕— 果実のもぎとり園、観光花き園、観光牧場、山菜採取園、たけのこ園、レクリエーション農園等の園地の造成、改良としての障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、深耕、整地、区画整理、客土等の事業、かんがい排水施設、土壤改良資材、農道、索道、防風林、土壌浸蝕防止施設、飲雑用水施設、隔障物、牧野樹林等の整備事業。

〔自然休養村農道整備事業〕— 自然休養村における中樞機能施設となる総合地域施設、自然休養村園地および集落等の相互間を結ぶ農道の新設または改良事業。

〔自然休養村園地管理施設整備事業〕— 観光農業経営の近代化を図るために自然休養村園地の管理に必要な施設を整備する事業で、生産物直売所、管理所、給水施設、ごみ焼却施設、便所、駐車場、隔障物、保安施設、その他附帯施設。

実施基準の運用においては、

〔自然環境の保全に関する運用〕

〔育苗施設の運用〕

〔総合地域施設の運用〕— 総合案内室、救護室、休けい室、資料展示室、その他附帯施設で床面積1000㎡程度

〔その他〕— 昆虫、ペット動物等の養殖施設として、補助対象施設は、養殖施設、保護柵、管理舎、その他附帯施設。

などとなっており、事業費は、一地区当り3億円で、1/2が補助事業で、さらに融資事業1億円で、2次構による総事業費は一地区当り4億円となっている。

山村地域農林漁業特別対策事業においては、農業経営近代化事業、林業経営近代化事業、漁業経営近代化事業、緑地等休養資源開発利用事業、山村開発拠点施設整備事業、集落整備事業、環境整備事業に対し、一地域当り平

均事業費9,000万円で補助率は1/2以内で、融資事業もこれに附帯する。

第2次林業構造改善事業においては、一地域当りの平均事業費が1億8千万円で、その1/2以内が補助率となっている。

Ⅲ. 自然休養村指定地区と整備の姿勢

自然休養村指定地区は、昭和46年度に30ヶ所、昭和47年度に40ヶ所で、第1表に示す通りであるが、当面150地域までを目標にこれが行なわれようとしている。

昭和46年度指定地区のうち、東京周辺の7地区については、整備計画の策定を希望する理由と、計画の主たるねらいを、第2～8表に示す。

これらからみられるように、当初は、自然休養村整備事業が、市町村等において、観光農業の推進という点に、または、農村の観光開発という点で受止められた。

そして、そこに示されている「ねらい」が、どれも画一化された内容となっていることは注目される。

Ⅳ. 自然休養村整備計画の類型

自然休養村整備事業については、第Ⅱ項において、農林省の態度を示し、第Ⅲ項において、それを受け止める市町村の態度を示したが、この自然休養村整備計画については、受け取り方や、受け取る立場によって、そのニュアンスが異なるために、とくに、当初において混乱が示された。すなわち、ある場合には自然休養村事業を観光事業に置きかえて受け取り、または、地区内の公園等の整備が自然休養村事業であるというような感覚で受け取られる場合もあった。

自然休養村整備計画は、当然地域の条件において決定されなければならないが、内容の面においては、農業面、レクリエーションの面、自然の保存という三つの柱がある。しかしながら、この計画の活動のポテンシャルは、農業面とレクリエーションの二面にみられるので、この面からみると次のような分類が考えられよう。

- ① 積極型 レク開発が主体
- ② 中間型 レク開発＝農業

第 1 表 自然休養村指定市町村

道府県名	S 46 年度	S 47 年度	道府県名	S 46 年度	S 47 年度
北海道	名寄町	北見市	三重	熊野市	紀伊長島町
"	小平町	浦臼町	滋賀	永源寺町	余呉町
青森		青森市	京都	福知山市	夜久野町
岩手	花巻市	松尾村	奈良	大淀町	
宮城	柴田町	小野田町	大阪		千早赤阪村
山形	天童市	山辺町	兵庫	安富町	春日町
福島	いわき市	金山町	和歌山	中辺路町	かつらぎ町
茨城	八郷町	大子町	鳥取	江府町	鳥取市
栃木	南那須町	塩谷町	島根	赤来町	松江市
群馬	川場村	南牧村	岡山	日生町	新見市
埼玉	玉	越生町	広島	広島市	
千葉	薬	長柄町	山口		豊田町
神奈川	館山市	松田町	徳島		阿波町
山梨	勝沼町	小淵沢町	香川		塩江町
長野	小谷村	木島平村	愛媛	媛	久万町
静岡	南伊豆町	引佐町	福岡	志摩町	田主丸町
新潟	潟	岩室町	熊本	菊鹿町	
"		赤泊町	"	大矢野町	
富山		高岡市	長崎		野母崎町
石川		白峰村	大分		武蔵町
福井	三方町		宮崎		宮崎市
岐阜	八幡町	久々野町	鹿児島		長島町
愛知	足助町	額田町			

第 2 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
茨城県 新治郡 八郷町	小幡地区 (田村) 734 戸 2.266 ha 耕地 641 ha	本地区は、西北部を筑波山の東山麓に接し、1,086haが水郷筑波国定公園に編入されており、自然景観はすばらしく特に筑波スカイライン風返峠及び県道柿岡—真壁線に通ずる観光道路からの眺望は雄大で眼下に霞ヶ浦、遠く太平洋を一望することができる。又、つつじヶ丘に通ずる高原地帯は、野趣に富んでおり、家族連れハイキングコースとして春に	常盤線石岡駅からバスで30分と交通の便も良い。文化財、天然記念物、史蹟も多く、又、四周が山々で自然環境に恵まれているため、ア・高原観光、イ・自然観光、ウ・農園観光、エ・宗教的観光を重点として自然保護を行ない、農業と観光を結びつける。そのために野鳥昆虫繁殖施設、フラワーセンター、花山庭園等を新設し、果実もぎとり園、観光牧場を充実し、

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
		桜、ワラビ狩、夏にキャンプ、釣、バーベキュー、秋に果樹もぎとり、きのこ狩と四季を通じて自然が楽しめる所である。最近マイカーを利用した家族連れも多く、都心からも100kmと距離的にも恵まれている。	宿舎、キャンプ場、貸別荘、サイクリング遊歩道の整備を行なう。又、当地区は第2次構が進められていることから、ホビーファームの整備をする。

第 3 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
栃木県 那須郡 南那須村	荒川沿岸 2,481戸 8,033ha 耕地2,484ha	本地区は標高180mのゆるやかな丘陵が北から南に走り、この間を15kmにわたり那珂川支流の荒川が貫流し、この沿岸に開けた純農村として歩んで来たが、農業を取り巻く条件は厳しく、数年来過疎化の傾向をたどった。この現実をふまえて、組合諸団体とはかり恵まれた自然環境と農業資本を観光、レジャー施設、レクリエーションの場として広く活用し、都市生活者へのいこいの場と、これら施設により中高年令農業者に就業の機会をあたえ、所得の増大をはかるものとする。	一泊コースを目的として観光農業、観光林業、観光漁業を基本とし、牧場、日曜菜園、野鳥観光園、きのこ園、果実もぎとり、やな漁、魚釣りを整備する。 民宿、キャンプ場、貸ボート場を造る。自然遊歩道が46年度完成するので、村勢振興計画に基づき公害のない緑と水と光の恵まれた自然環境を保存するため無秩序な開発を防ぎ、鳥獣、花木、魚類の保護と増殖を行なう。

第 4 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
群馬県 利根郡 川場村	川場 (全村) 865戸 8,536ha 耕地694ha	上州武尊山をはじめ三方を山に囲まれた盆地山村で標高500mから2,100mである。 地形は葎根川と周囲の山並によって起伏の多い景勝地を作りだし、自然美を楽しませてくれる。特に武尊山は独立連峰として頂上近くまで樹木が茂り、高山植物等が高度に分布し、学問的にも重要とされている。山麓の林道等は絶好のハイキングコースとして、四季を通じて目をうばうものがある。村内には4ヶ所に温泉が湧出し、無色透明のアルカリ泉で利用	農林業は山村のきびしい自然条件等に阻害され、村は過疎化の道をたどって来た。社会情勢も余暇の増大、都市生活者の自然への親しみ、又、当地区への開越自動車道、上越新幹線計画の開始等大きな変革を始めた。これら関連から次のような整備計画を樹立する。 1. 観光牧場 2. 果実もぎとり園 3. 山菜採取場 4. 釣り堀 5. 花木増殖センター

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
		<p>客も年間あとを絶たない。</p> <p>人口は5年間に10%以上が減少し、過疎地域で経営農用地も一戸当り 0.93ha と零細所有である。</p> <p>文化財、史跡は数多くある。</p>	<p>6. キジ養殖場</p> <p>7. 遊歩道整備, ロープウェー</p>

第 5 表

市区町名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
千葉県 館山市	<p>神戸西俣</p> <p>2,204戸</p> <p>3,662 ha</p> <p>耕地 640 ha</p>	<p>房総半島の西南端に位置し、太平洋に接して黒潮の影響を受け、厳しい寒さがなく、一部無霜地帯がある。降雨量はやや多い。</p> <p>最近、花き、洋菜、キタサヤ等の高級園芸が伸びている。海もきれいで砂浜と併せて海水浴場としても人気があり、釣客もかなりの数にのぼっている。</p> <p>海岸地帯はその温暖な気候を利用して花の栽培がされ、花生産の主産地となっている。</p> <p>山林は木材産には乏しいが、渡り鳥の休息所として大切な役目を果し、きのこ等の生産もされている。</p>	<p>気候、地理的優位を生かして花木山、花狩、果実もぎとり、きのこ狩、釣舟、水族館、遊歩道の整備を行なう。</p> <p>自然保護については、バードセンターを県で整備する他海岸線のハマユウ、シャリンバイ等は県立南房パラダイスで培養し、地区内に植える。</p> <p>情報センターを設置して観光情報のPRと利用客のサービスに努める。</p>

第 6 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
山梨県 東山梨郡 勝沼町	<p>勝沼</p> <p>(全町)</p> <p>2,100戸</p> <p>3,677 ha</p> <p>耕地 912 ha</p>	<p>中央自動車道勝沼インターが開設され、都心より 1.5時間の距離となり、昔からぶどう産地として有名であったが、近年増々利用客の増加にある。地区内の文化財、史跡も数多く見学者も多い。</p> <p>地形は南西に傾斜して扇状に起伏する台地で、展望は極めて良く眼下に甲府盆地を北は金峰山、西アルプス連峰を眺望し、清流が走り雨期でも比較的乾燥し、空気は清浄である。</p> <p>東部山岳地帯は広葉樹、原生針葉樹でおおわれ、遊歩道、キャンプ場としても適している。</p>	<p>ぶどう狩を主体として山岳地帯までの整備をする。そのためにフルーツタウンの建設を行ない、もぎとりと農園付別荘を作り、収穫は自分の手で更に加工保存の出来る施設を整備する。自然保護施設として鳥獣繁殖、野生植物育成施設を建設し、木の実狩山、動植物探勝施設を整備する。清流での釣り、樹林に囲まれたキャンプ場、変化に富んだハイキングコース、サイクリングロード、民宿等宿泊施設も完備する。</p>

第 7 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
長野県 北安曇郡 小谷村	小谷 (全村) 1,478戸 26,821ha 耕地718ha	山と湖、温泉と渓谷、広大で夫々に特徴のあるスキー場等天然資源が多く、2つの国立公園をもち、勝れた自然景観と親光的資源に恵まれている。 春は雪消えとともに山菜が取れ、夏は冷涼な気候から家族連れの後援地、若人の勉学、スポーツの場として、秋は9下旬頃からの紅葉、きのこ狩、冬はスキーと四季を通じて楽しませてくれる。 開発が遅れたこともあり、自然のままに残され、原生林が大半を占め、自然の宝庫である。又、村民の自然保護の認識は高い。	森林の活用を主体として施設等は、村等の共同施設として整備する。 昆虫魚類養殖施設、野生植物育苗施設、きのこ山菜狩園、観光牧場、森林公園、博物館、貸農園、民宿施設、遊歩道等を整備して、大自然の中で農家の生活にふれ、田舎の味を充分味わってもらおう。

第 8 表

市町村名	地区の範囲	希望する理由	計画の主たるねらい
静岡県 賀茂郡 南伊豆町	南伊豆 (全町) 3,132戸 11,033ha 耕地791ha	伊豆半島の南端に位置し、標高200m以上の山地をなしている。急傾斜で海に接し、変化に富んだ風光明媚な景観を呈している。 気候は温暖で、海岸地域は無霜地帯が多く、降雪は1回程度で雪を見ることは少ない。 この温暖な気候を利用して、花き、みかん、いちご、えんどう等の栽培がされ、観光客も増加傾向にある。 また自然景観の美しい海岸地域は、海水浴、釣等にも最適である。 自然景観の保護については、国立公園法の規制があるため、これに基づき保護している。	海釣りや果実もぎ、花狩りを基本として整備する。 フィッシングセンター、鮮魚処理所、天草加工所等の建設、花木の里、オレンジの丘、ミルク牧場、花狩園、ピクニック村、しいたけ、たけの子狩、遊歩道の整備を行なう。また直売所、青年の家、ふる里の家等も建設する。

③ 消極型 農業が主体

①の積極性については、耕種農業の存在し得ない、または、あまり期待出来ない地域、すなわち、山林、高原、海浜などを主素材とした地域や、自然的景観がすぐれて、且つ、都市に距離的に近い地域がこれに該当する。

いわき市、小谷村、南伊豆町、小淵沢町などがあげられよう。

②の中間型は、山麓等の加作地帯に多くみられるもので、農業面においては、作目の種類が多いことに対し、栽培面積が小さい。がいて忙がしいが、経済的側面では、かんばしくない地域である。観光面からは、単独で成立するような素材としての目玉がない地域である。

自然休養村整備事業においては、もつとも多くの問題点が見られる地域であるが、反面いわゆる自然休養村的な地域でもある。

八郷町、福知山市、山辺町、金山町、などがこれに該当しよう。

③の消極型は、主として水田の多い地域となろうが、比較的豊かな農村でもある。レクリエーションに対する素材は、がいて少なく、地域住民も、自然休養村整備計画にあまり関心を示さないような地域と言えよう。

時期的な利用形態からは、

① 周年型 ② 夏型 ③ 冬型

に分類される。そして、周年型においては、前述の②の中間型がほぼこれに該当し、①および③が、夏型と冬型に示される。

地形的面からは、

① 山岳・高原型 ② 海浜型 ③ 平地型

となって、③の平地型が前述の中間型に当り、①および②は、レクリエーションを中心としたもので、山岳・高原型においては、夏期の冷涼さと、冬期の雪・氷がその

主要素材となり、②の海浜型では、夏場の利用となっている。

位置的な面からは、

① 日帰り型 ② リゾート型 ③ 通過立寄型となるが、観光開発という立場でとらえられてきた距離的關係が、自然休養村では該当しなくなりつつある。最近、日帰り圏にあっても、その素材の活用から、リゾート型に変わるといふ例が増えてきており、また、その方向への進展を開発する必要にせまられてきていると言えよう。

つぎに素材面からの分類としては

① 観光農業型（全国観光農林漁業便覧 P.13 より）

- ④ 農林業
 - 生産手段貸付型
 - 農産物採取型
 - 場の提供型
- ⑤ 漁業
 - 沿岸漁業型
 - 内水面漁業型
 - 場の提供型
- ⑥ その他 民宿等

② 観光・レクリエーション型

（観光開発計画の手法 P. II-5参照）

- ④ 遊覧型
 - 自然景観型
 - 名所・旧跡型
- ⑤ 休養型
 - 自然休養型
 - 温泉型
- ⑥ スポーツ型
 - 山岳高原スポーツ型
 - 海洋スポーツ型
 - ドライブ型

に分類することができよう。

また、地域の資源面等からの類型については、第9表に示されているものが一般的に利用されている。

第9表 屋外レクリエーション管理のための資源の分類
(観光開発計画の手法 P.11-3 より)

U.S.A. ORRRC

地域の類型	地域の特徴	管理の指針
第1類 高度利用レクリエーション地域	多くの利用に供するため、高度に開発されて管理運営される地域	広汎なレクリエーションを提供することを目標に、各種の施設を備える。日帰り・週末利用が中心。
第2類 一般野外レクリエーション地域	各種の屋外レクリエーション利用に適し、大幅に開発してよい地域	主要な野外レクリエーション地を目標に開発される野営場、ピクニック場、スキー場、休養地、河・湖海浜、狐場などが含まれる。日帰り・週末・休暇利用。
第3類 自然環境地域	自然環境の中で自然資源を利用したレクリエーションを行なう地域	自然資源の利用を人間が自力で楽しめる地域で、人工施設は野外活動に必要な基本的なものにとどめる。ハイキング、釣魚、ピクニック、野営、舟遊、景観観賞など。
第4類 特別自然地域	勝れた景観、傑出した自然の驚異、自然科学的に重要な地域	自然の状態に資源を保全する範囲内で野外活動が認められる。大衆の要望より資源の保全を重点におく。到達道路、駐車場、衛生施設などは地域の外側に設ける。
第5類 原始的な地域	自然の原始状態によって特徴づけられ、機械化された交通手段をもたず、荒されていない地域	原始的状態の保全が目標となり、いかなる種類の道路や永久的な建物やレクリエーション施設の整備は許されない、利用者は野生の体験を楽しむ。
第6類 歴史的文化的地区	地方的国家的に拘らず、歴史的文化的に重要な地区	歴史、伝統、文化的遺跡を荒廃から保護し、利用者によるその重要性を伝える。保存、復元到達性の改良と同時に過剰利用を防止する。

V. 整備計画の手法

Ⅱ項で示した自然休養村整備計画書(参考様式)によって、当該市町村においては、計画が策定される。

しかしながら、これで見られるように、あまりにも機械的にすぎることと、実際にそれを実現するということが、書式の作成に主体がおかれた計画書に対するずれは大きいように感じられる。

参考様式に示された内容においては、非常にきめこまかく数字的に示されるようになっており、問題として指摘されることはないが、特に問題点をあげると次の諸点がある。

① 整備計画に対する意義・目的・開発に対する理念やイメージが十分に検討、把握されないままに作成され

るきらいがある。

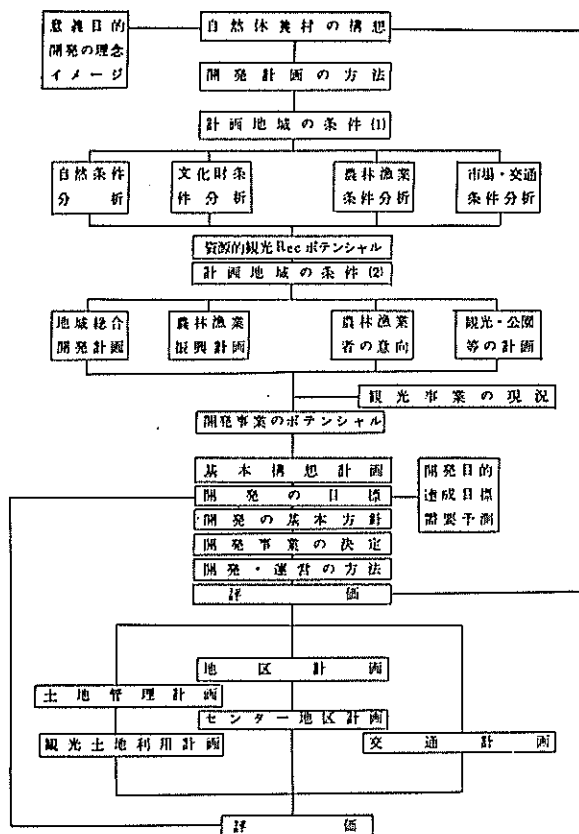
② 個々の項目から全体に対する流れ、すなわち、もつとも必要とされる有機的関連性がとらえにくい。

③ すなわち、手法的な検討が不足した結果と言わざるを得ないのではなかろうか。

このような点を改善するために考えられた、自然休養村整備計画の手法の事例を掲げると、第10表、第11表のようなものがみられる。

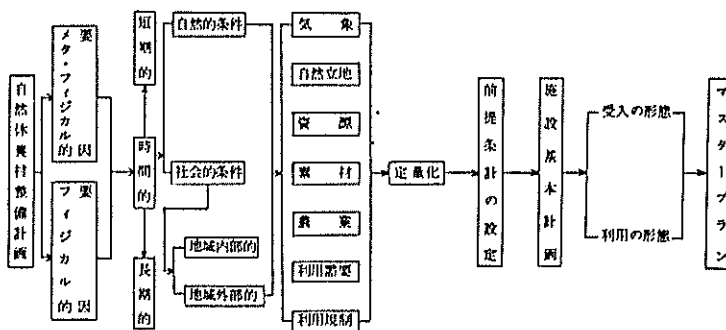
これは、あくまでも一つの事例的なもので、一般的方向を示すものではない。したがって計画においては、個々の地域において、手法の検討から、そこに適したものを確立して行くべきであろうと考えられる。

第 10 表



農山村における自然環境の保全と自然レクリエーション
施設に関する研究 p.71より

第 11 表



京都府福知山市における自然体農村の整備
について p.37より

VI. 自然休養村事業の運営

自然休養村事業の運営に当っては、最近にみられる整備計画書において、自然休養村事業運営協議体の組織においてこれをおこなおうとする意向が示されてきている。

これは非常に好ましいことと考えられる。すなわち、このような性質の事業においては地域ぐるみ一体化されて行なわれるものであり、その意味において、地域住民、役場、農協、森林組合、漁協、生産者団体が縦割の線におかれていたことに對し、あらためて、横組みの線も張られることになるわけである。

第12表にその機構図を示すが、その協議体の使命は、地区内をコントロールすることと自然休養村センターを運営することにある。

すなわち、自然休養村センターは、いうならば、コントロールセンターとしての役割とビジターセンターとしての役割を有するわけで、それに対して、指導・協力機関の援助のもとに、地区内の団体、機関によって構成さ

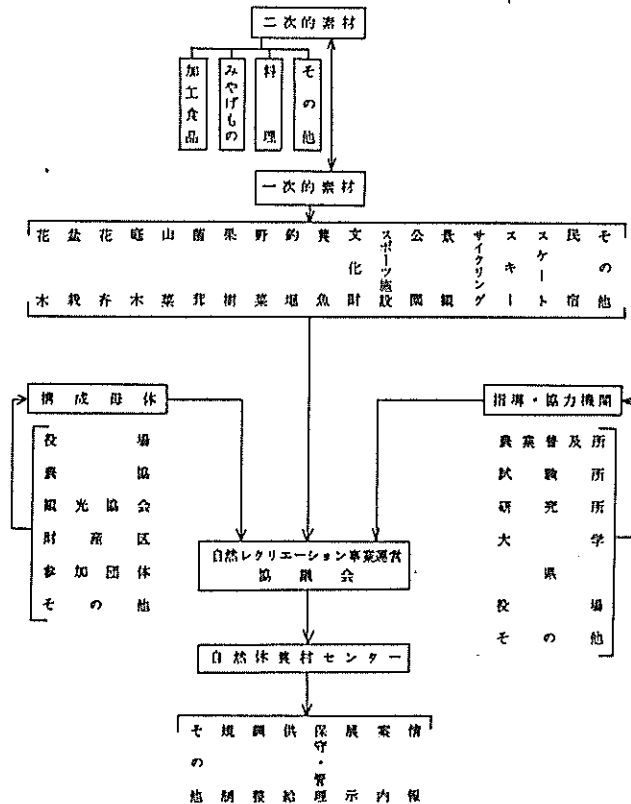
れる。そして、一次的素材、二次的素材をもって、自然休養村事業の運営に對処する。

この場合の特徴としては、地区内の農業生産とその消費が一体となってなされることにあろう。このような、それが行なえる組織体でなければ、逆に意味はなくなる。当然これによって、農業経営の組織も変えられなければならない。

例えば、肉牛の飼育・生産は、専業農家が行ない、解体から枝肉、さらには、食膳周辺のところまでの加工肉を、地区内の食堂や、民宿に供給することによって、飼育農家では、安定した経営と、生産物をマーケットを通す必要がないため、中間的手数料等が省略される。そして、加工に對する部門の増設により地区内の雇傭場が与えられ、供給を受ける側においては、省力化にともなう安定した安価な材料の入手ということが出来よう。

自然休養村事業の伸びにおいては、加工部の強化が必要となる。

第 12 表



Ⅶ. 問題点

自然休養村整備事業は、まだ、はじめられて日が浅いため、その成果に対するものは評価し得ないが、現在の社会情勢および農業情勢に対し、きわめて適切な、有意義な施策であるという評価が与えられている。

実際の運営においては、非常に多くの問題が今後示されてこようが、現段階までの問題点としては、

① 人的資源 — とくに、自然休養村事業運営協議体を直接推進出来るような能力、人格を有する人の資源、個々の事業を行なうに当っての人的資源 — 自然休養村指定地域は過疎的農村が多く、そこにおいては、すでに若年層の労働力の流出が行なわれている場合が多い。そのため積極性に欠けている場合が多い。

② 制度上の問題

a. 事業費に対するもの — 独自の整備事業費を有していないこと。

b. 助成事業適用施設 — 民宿等、この事業の重要な資材になっている施設について、適用除外のものがあり、総合整備をすすめるうえにおいては、それらは不都合である。

c. 農山漁村に関連する施策のうち、自然休養村に関連するようなものは、他の省庁の事業といわず一本化の必要があろう。

d. 計画地域の中に割り込んでくる計画外の民間事業の規制を強力にする必要がある。

③ 素材の問題

自然休養村整備事業における素材開発や現状のものへの改善に対する個々のものの技術的研究がより必要とされる。

④ 自然保全の問題

必要以上の入込者による自然破壊の防止手段として、入込者規制を検討する必要がある。

以上、主要な問題点をあげたが、これらの解決と、さらに事業の進展によってもたらされるであろう問題に対しても可能なかぎり、事前に研究する必要がある。

参 考 文 献

- 1) 全国農業構造改善協会、全国自然休養村協議会 : 自然休養村整備関係通達集、(1972.10)
- 2) 全国農業構造改善協会 : 全国観光農林漁業便覧、(1971.5)
- 3) 全国農業構造改善協会 : 農山村における自然環境の保全と自然レクリエーション施設に関する研究、(1972.3)
- 4) 全国農業構造改善協会 : 京都府福知山市における自然休養村の整備について、(1972.1)
- 5) 日本観光協会 : 観光開発計画の手法、(1970.3)
- 6) 全国農業改善協会 : 山梨県レクリエーション的農業開発事業調査、(1972.9)

資料

自然体農村整備計画書（参考様式）

都道府県名 市町村名
自然体農村候補地区名称

1 地域の概要

市町村の位置、面積（耕地、山林、原野、宅地、その他）、交通条件、人口、世帯数、主要産業、就業の状況等を記述する。

2 地区の概要

1 立地条件

候補地区の位置、範囲、面積、交通条件（地区に関する鉄道、バス、その他の交通機関、道路網の状況等）対象市等自然体農村としての立地条件を記述する。

2 自然的条件

候補地区の自然資源（海、山、河川、湖沼等）に関し、その地形、地質、気象、泉源等の状態を記述する。

3 社会経済的条件

候補地区の主要産業、関係都市、主要工場、事業所等と通勤農業の現状、最近の人口流出の状況、産業別世帯数と就業人口等の動向等地区的社会的経済的な事項について記述する。

区分	種別	農業		林業		漁業		飲業		建設製造業		卸売小売業		金融、保険、運輸、通信		サービス業		公務その他		計	備考	
		年次	昭和40年	昭和45年	年次	昭和40年	昭和45年	年次	昭和40年	昭和45年	年次	昭和40年	昭和45年	年次	昭和40年	昭和45年	年次	昭和40年	昭和45年			年次
戸数	昭和40年																					
	昭和45年																					
就業人口	昭和40年																					
	昭和45年																					

(注) 地区内居住者について主たる産業で区分し、各産業間の数値の重複はないようにすること。

4 農林漁業の動向

(1) 地目別土地利用状況

年次	種別	耕地						採草放牧地	山林			宅地	その他	計	備考	
		田	普通畑	果樹	茶	桑	その他		原野	国有	公有					民有
40																
45																

(注) 畝地的数値を記入する。

[農・業]

(2) 経営耕地規模別農家数

年次	規模	ha		ha		ha		ha		ha		計	備考
		0.5以下	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~					
40													
45													

(注) 1 農家的数値を記入する。
2 ()内は北海道の区分である。

(3) 農産物販売額別農家

年次	金額	万円		万円		万円		万円		計	備考
		50以下	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~			
40											
45											

(注) 農家的数値を記入する。

(4) 農業生産の動向

区分および年次	種別	米		一般畑作物		園芸作物		特用作物		果樹		畜産		その他	計
		作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量		
作付または飼養(畜)戸数(戸)	40														
	45														
作付面積(飼養(畜)頭(羽箱)数)	40														
	45														
総生産量	40														
	45														
総生産額(万円)	40														
	45														

(注) 1 農家的数値を記入
2 作物別に記入し、内数として主要な上位2作物(家畜)についてその生産状況を記入する。

〔林業〕

(5) 保存山林面積現別林家数

年次	面積										計	備考
	ha ~1	ha 1~5	ha 5~10	ha 10~30	ha 30~50	ha 50~100	ha 100~200	ha 200~500	ha 500~			
40												
45												

(注) 1 個人的数値を記入する。
2 森林の所有区分別(国有林, 官庁造林地, 公有林, 私所有林)森林面積を備考欄に記載する。

(6) 林産物の販売量

単位: 千円

年次	種別	用材	薪炭等	副産物						合計	備考
				しいたけ			その他	計			
40											
45											

(注) 個人的数値を記入するものとし, 副産物は, しいたけ, わらび等具体的に区分する。

〔漁業〕

(7) 経営形態別漁業経営体数

年次	無動力	動力							大型 小計	小型 定置網	地びき網	浅海 兼用	合計	備考
		1 ~3	1 ~5	1 ~10	1 ~30	1 ~100	1 ~200	200~						
40														
45														

(8) 漁業形態別従事漁家戸数および生産額等

年次	種別	海面					内水面				合計	備考			
		漁	沖	合	沿	岸	養	殖	小	計			漁	養	殖
40	漁家数														
45	漁家数														
40	生産額等	万円		万円		万円		万円		万円		万円		万円	
45	生産額等														

(注) 1 個人的数値を記入し, 原則として営利を目的とする法人は対象としない。
2 具条類その他漁業等であつて通常の魚と混合することが適当でないものについては, その内容を備考欄に明記する。

5 観光資源等の概要

資源の名称	位	置	範囲・規模等	設定年度(予定)	年間利用者数 千人日	内	容	地区との関係等

(注) 1 水に出づる事項のうち, 地区の内外を問わず地区に関係するものについて, その内容を括弧に記入する。
① 自然公園法にもとづく自然公園(国立, 国定, 都道府県立公園につき, 特別保護地区, 第1種, 第2種, 第3種特別地域および普通地域別)および南中公園地区
② 自然休養林, 保安林(所有区分, 林種区分別)および鳥獣保護区
③ 温泉および温泉法第14条にもとづく国民保養温泉地
④ 文化財, 史跡, 天然記念物
⑤ 以上のほか民宿, 国民宿舎, 国民保養センター, 国民休暇村, ユースホステル, 国民保養地, 青少年旅行村, 市町村公園, スキー場, 海水浴場等自然休養村の整備運営に関係する観光資源
2 観光資源の現状をより明確に表示するため, 必要に応じて写真, パンフレット等を別に挿入するものとする。

6 観光農林漁業計画等との関係

計画の名称	観光農林漁業計画に関係のある事項および関係内容等

(注) 農業振興地域整備計画, 農業, 林業, 沿岸漁業, 農業構造改善計画, 山村振興計画, 過疎地域振興計画, 野菜用定産地生産出荷近代化計画, 果樹農業振興計画, 酪農振興計画, その他都道府県, 市町村等の農林漁業振興計画, 観光開発計画等諸計画のうち本計画と関連する事項につき記載すること。

7 観光農林漁業の現況

区	分	種別	名称	経営 形態	経営 体数	関係農林漁 業数(千)		就労者数(人)				規模	利用 期間	年間 利用者数	内 容
						出資	就労	総数							
								男	女	計	男				
(伊)															
果樹もぎとり園			ぶどう狩園	農協 共同 個人	1 2 10										

(注) 現在経営されている観光農林漁業について, 種別別, 名称別, 経営形態別に記入する。

1 自然体農村整備計画

1 基本方針

候補地中の特性に即して、おおむね10年後を展望(以下2および3の項において同じ)し、どのような対策を通じて自然体農村の目的達成に資するかということにつき、その基本構想を記述する。なお、林業については、森林の管理経営が自然体農村の指針に伴いどのように変わるかにつき明記する。

2 就業改善、所得向上および環境整備の目標

(1) 従事者数の現状と目標

種類	法分 数 計 (施設 数)	現 在				法分 数 計 (施設 数)	目 標				増 減 (人)		備 考
		従 事 者 数 (人)					従 事 者 数 (人)				計	左のう ちのう 以上	
		男	左のう ちのう 以上	女	左のう ちのう 以上		男	左のう ちのう 以上	女	左のう ちのう 以上			
親 光 農 林 業 計													
間 接 等 計													
合 計													

Q1) 種類ごとの計および合計欄の目標時における従事者数の各々の計は、次表(2)の区分ごとの小計および合計欄の合計とそれぞれ一致するものである。

(2) 目標時における就業形態別従事者数

区 分	現在の 就業形態	農林漁業従事者(人)			非農林漁業従事者(人)			その他(人)		合 計 (人)
		自 従	家 事 有 現 等 従 事	計	自 従	家 事 有 現 等 従 事	計	家 事 有 現 等 従 事	非 就 業	
親 光 農 林 業	専 従	男 女 計								
	兼 従	男 女 計								
小 計	専 従	男 女 計								
	兼 従	男 女 計								
間 接 等 計	専 従	男 女 計								
	兼 従	男 女 計								
合 計	専 従	男 女 計								
	兼 従	男 女 計								

(3) 親光農林漁家の農林漁業所得別戸数の現状と目標

種 類	所 得	現 在					平均1 戸当り の所得	目 標					備考
		2万円 ~50	50~ 100	100~ 150	150~ 200	計		2万円 ~50	50~ 100	100~ 150	150~ 200	200~	
(併) 親 光 農 林 業	専 従												
	兼 従												
合 計	専 従												
	兼 従												

Q1) 目標の農林漁業所得額は、現在時の所得単価を基礎に算定するものとする。
2 共同経営体は1戸として取り扱い、その参加農家数を備考欄に掲記する。

(4) 環境整備の目標

3 自然保護計画

自然保護の対象、区域、方法、等の具体的な計画を記述する。なお、当該事項には、地区の自然環境の保全を図るとともに、これと調和した施設等が設置され、かつ、農林漁業の経営が継続的に営まれることとなるため各種施設の配置、構造、形状等についての規制ならびに自然環境の保全、山火事の防止等を図るための利用者の規制に関する措置も含めること。

4 観光農林漁業の整備計画

(1) 観光農林漁業経営組織の整備計画

観光農林漁業の種類	経営組織の名称	関係農林漁家戸数	経営規模	施設数 (用地数)	就労者数(人)			備考
					男	女	計	

(注) 1 観光農林漁業の種類別に記入する。

2 計画は、当面3～5年間に於いて実施可能な内容を取りこむものとする。(本項において以下同じ。)

(2) 生産基盤整備計画

種類	事業主体	事業内容	事業量	事業費 千円	事業予定 年	財源調達 の方法	備考(事業費 の積算基礎等)
計							

(3) 経営近代化施設整備計画

種類	事業主体	事業内容	事業量	事業費 千円	事業予定 年	財源調達 の方法	備考(事業費 の積算基礎等)
計							

(4) 環境施設等整備計画

施設等の 種類	事業主体	事業内容・事業量			事業費 千円	事業予定 年	財源調達 の方法	備考(事業費 の積算基礎等)
		構造	規模	設置箇所数				
計								

(注) 休憩所、駐車場、便所、給排水施設、連絡施設、送配電施設、直売所、宿泊施設等自然体農村の整備に必要環境施設の整備計画を記入する。

5 関連する観光資源等の整備活用計画

地区の観光農林漁業の振興、農林漁業者の就業の改善等に関連する自然公園等の指定、レクリエーション諸施設および交通手段等の整備計画並びに観光資源の活用計画について記述する。

6 利用者の誘致と経営計画

(1) 利用者の誘致および利用者へのサービスの提供の方法

(2) 利用者数の目標

観光農林漁業 の種類	現在(計画年の 前年)の年間利 用者数(人)	月別利用者数の目標(人)												備考 (主な対象施設等)		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		計	
計																

(3) 経営収支計画

ア 観光農林漁業の収支計画

種類	収 入				支 出				差 引 計(1)-(2)
	入場料等	販売代金	その他	計(1)				計(2)	

(注) 1 観光農林漁業の種類別に記入する。入場料等は予定利用料金単価に(2)の目標利用者数を乗じて算出する。

支出の欄は、主な費目区分別に支出額を記入する。

2 本収支計画は、観光農林漁業に直接関係する部分に限定して記載する。

イ 関係施設等の収支計画

休憩所、駐車場、宿泊所、等関係施設の収支計画を施設別に記入する。

7 施設の管理運営

自然体農村の施設の管理運営組織と、管理運営方法について記述し、必要に応じて組織体系図、管理運営規程(案)を添付する。なお当該事項には、施設の利用に即し利用者の健康衛生の確保、災害等から安全を保持することおよび地区内の施設等の保全を図るための利用者の利用規則に關することも含めて記述するものとする。

8 孫村図面

(1) 現況図(縮尺1/10,000～1/25,000)

地区の範囲、交通条件、自然資源、観光資源、観光農林漁業および農林漁業関係施設計画にもとづく区域等を図示する。

(2) 計画概要図(縮尺1/10,000～1/25,000)

地区の範囲、交通条件、自然資源、観光資源、自然保護区域のほか、整備しようとする観光農林漁業の種類、経営近代化施設、関係諸施設の配置および生産基盤整備計画を図示する。

分 区 園 の 形 成

有 田 博 之*

1. まえがき

数年前から都市近辺に貸農園、レジャーファーム、ホビーファーム等の名の貸貸園が成立し始め、現在もその数は徐々にではあるが増え続けている。これらは、一般的には現在の都市環境の全般的悪化に対応した都市人の自然回帰的な願望の現われとみることができよう。確かに今日の都市生活者が、都市に居続けることのパラドックスとしての自然を求める気持は強い。しかし、これら分区分園^(*)に対する利用者の立場は消極的なものでしかあり得ない。すなわち分区分園が閉鎖されれば、彼等はその

“自然”を一方向的に失う。一方、これら分区分園の経営者の多くは農家であるが、そのため分区分園経営自体が都市化の影響を受け易い。このように分区分園は都市生活者の欲求を基盤に成立したにも拘らず、その存在は極めて不安定である。しかし、筆者はこのような分区分園を都市生活者の一空間要素として集落内およびその周辺に安定的に定着させたいと思う。

そこで本稿ではこれら分区分園の定着と存続のための条件について考察する。

ところで、こうした分区分園は近年の成立がその初めてではない。第一次大戦後から第二次大戦に至る間に、わずかではあったが、現在の分区分園の一形式と極めて近似した分区分園の成立がみられた。これら分区分園は発展する契機を持たず、成立し得た数例は地方公共団体に支持されて存続するが、日中戦争から第二次大戦の過程で発生した休耕地利用に吸収され解消した。休耕地利用はこれまで最も大規模、かつ広範に行なわれた自家菜園運動による分区分園形成であったが、^(*)第二次大戦の終結後間もなく途絶えてしまう。その後しばらく分区分園の成立はないが、昭和30年代の高度成長期以後に再び分区分園の成立が始まり、それが今日の分区分園に発展した。

したがって、本稿では現在の分区分園を見定めるため、先行するこれら分区分園の成立、展開、問題点を明らかにすると共に、分区分園の現況に検討を加えたい。

分区分園の形成過程はおよそ3期に分つことができる。

① 初期分区分園；分区分園が緑地の一形式として移入された。

(*) 本稿では上に述べた種々の貸貸園を分区分園と総称する。

分区分園という語はドイツのクラインガルテン (Kleingarten) の訳語及び同形式の貸貸園に対する一般的呼称として岡崎らに用いられた⁽¹⁾が、明確な定義はなかった。最近、佐藤はクラインガルテンや現在日本に成立している貸貸園を総称する概念用語として分区分園を与えている⁽²⁾。本稿は基本的には佐藤の用語にならっている。

佐藤は現在成立している貸貸園を一括して分区分園と呼び「英のアロットメントガーデン (Allotment Garden: 筆者注) を独のクラインガルテンと同意義のものとした。⁽³⁾」と述べている。

しかし、クラインガルテンは1919年のクラインガルテン及び小作地条例 (Kleingarten und Pachtlandordnung) で「營利を目的とせざる自家用農・園芸耕作園」⁽⁴⁾と定義された。また、最近の定義では住宅に結び付いていないこともその条件とされている⁽⁵⁾。一方、アロットメントガーデンは1922年のアロットメント法 (Allotment Act) で「地積40ポール (約9000㎡) 以内の土地で、その全部又は大部分が占有者の自家用に供する目的をもって占有者自身によって蔬菜、果穀を耕作するもの。⁽⁶⁾」と定義された。

両定義間には可成りの共通部分が認められるが、若干の差異を含んでいる。また、これらの定義のいずれによっても日本の分区分園を説明し切れない。そこでこうした曖昧さ、不十分さを避けるため、本稿では分区分園を次のように定義する。「分区分園とは貸貸による自給用農・園芸耕作園の団地をいう。」

* 京都大学農学部

(*) 注(1)の分区分園の定義では貸貸であることをその条件とした。しかし休耕地利用は第Ⅲ章に述べたように貸貸形式の成立条件を欠いていたため無償で行なわれた。したがって休耕地利用は、分区分園の定義を満足しない。しかし、休耕地利用はこれ迄の自家菜園運動のうち、最も大規模かつ広範に行なわれたものであるため、分区分園の形成過程に重要な意味を持つと考え、これをくみ入れた。

(1926年 → 1936年頃)

② 休耕地利用； 戦時菜園運動

(1936年頃 → 1948年頃)

③ 現在の分区園； 都市人の欲求に対応した種々の
経営主体による分区園

(1965年 →)

以下、この区分にしたがって述べる。

II. 初期分区園

1920年代に入り、資本主義生産による都市集中の弊害が、日本でも顕在化した。こうした中で生活環境に目が向けられ、緑地もその一環として意識に登るようになった。しかし近代的な緑地形成の歴史のない日本は、そのパターンをヨーロッパに求めた。そこで成立するのがこの期の分区園である。したがって、成立した分区園は緑地パターンの移入による、試行的性格の強いものであったといえる。これを本稿では初期分区園と呼ぶ。

本章では分区園成立の背景と、成立後の展開、および事例について述べる。

1. 成立の背景

成立の背景に国内の生活環境の悪化とそれに対応する意識の形成をあげることができるが、分区園の形式はドイツを初めとする第一次大戦後のヨーロッパにおける分区園運動^{(*)3}に負っている。特にドイツのクラインガルテン(Kleingarten)の影響は無視できない。

(1) 国内の状況

第一次大戦後から1920年代にかけての慢性的農村恐慌により下層農は大量に低賃金労働者群と化し、主に東京・大阪を中心とする都市に流入した。^{(*)4}その結果、これらの都市は急激に拡大、膨張し生活環境は悪化する。

特に東京市の場合、人口増加に加えて1923年の関東大震災は旧市域を焼失させたため、環境悪化、都市拡大は著るしく、1932年には市域の拡張を行なった。これら無秩序な都市拡大に対応するには広域的な計画が必要であるが、緑地計画関係の活動を示すものとして、都市計画東京地方委員会が1933年緑地計画樹立のために組織した東京緑地計画協議会がある。^{(*)5}同会は、東京駅を中心に半径50km圏内を標準とする東京府、神奈川県、千葉県、埼玉県にわたる緑地計画区域を決定した。また同時に、これまで概念が不明確であった緑地の定義・分

(*)3) ドイツの他にイギリス、オランダ、ベルギー、オーストラリア、イタリア、アイルランド、ポーランド、スイス、デンマーク等の国でも分区園運動が展開された⁽⁷⁾。

(*)4) 下表に示すように人口の郡部から市部への流入によって市部人口は1920年(T9)から1930年(S5)の間に38%の増加があり、特に東京市ではこの10年間で160万人の人口増加を見た。

市部郡部別人口増加

		人 口 動 静			人 口 増 加		
		大正9年	大正14年	昭和5年	大正9年 ~14年	大正14年 ~昭和5年	大正9年 ~昭和5年
実 数	全 国	55,963,053	59,736,822	64,450,005	3,773,769	4,713,183	8,486,952
	郡 部	42,037,457	43,148,812	45,203,821	1,111,355	2,055,009	3,166,364
	市 部	13,925,596	16,588,010	19,246,184	2,662,414	2,658,174	5,320,588
	大東京市	3,350,630	4,099,830	4,970,839	749,200	871,009	1,620,209
割 合	全 国	100.00	100.00	100.00	67.40	7.89	15.17
	郡 部	75.12	72.23	70.14	2.64	4.76	7.53
	市 部	24.88	27.77	29.86	19.12	16.02	38.21
	大東京市	5.99	6.86	7.71	22.36	21.25	48.36

(猪間鐵一；(8), 1933)

(*)5) 同会の目的は東京市民に関係のある緑地の計画を樹立し、その実施方法を調査研究することにあつた。委員は東京府、東京市を初めとして内務省、警視庁、神奈川県、千葉県、埼玉県等の各担当者および学識経験者によって構成された⁽⁹⁾。

類を行なった。^(*6)

(2) クラインガルテンの影響

ドイツでは1830年代からシュレーパーガルテン (Schrebergarten) を中心とした分区園が展開されていたが^(*7) 普仏戦争 (1870-71) および第一次大戦 (1914-18) を契機に全般的なクラインガルテンの形成がなされた。

第一次大戦後、ドイツは食料自給政策をとるが、戦後の住宅難と結合して内地移住 (Siedlung) による人口分散が行なわれた。これは必然的に巨大都市を否定し、小都市分散立地を志向した。分区園はの中で、都市に面的にはり付き、緑地機能を分担・形成した。(図1)

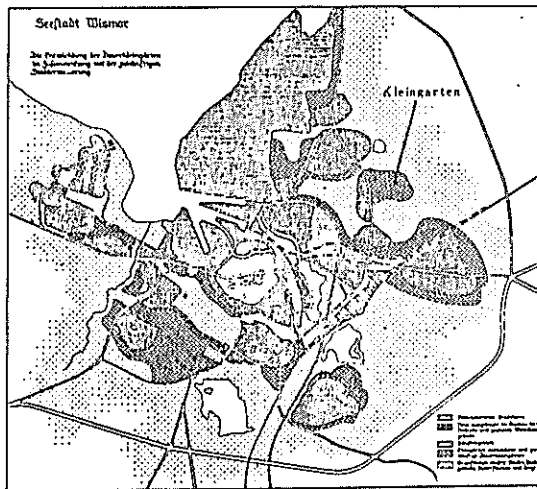


図1 都市計画と分区園 (Wismar) (Mappes, M.; 1939)

(*6) 定義：「緑地トハ其ノ本来ノ目的が空地ニシテ宅地工業用地及頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セラレザル永続的モノヲ謂フ」

同分類では緑地は普通緑地、生産緑地、緑地に準ずるものに大別され、普通緑地は更に公園、墓苑、公開緑地、共用緑地、遊園地に細分されるが、分区園はこのうち共用緑地に準ずるものとされている⁽¹⁰⁾。

(*7) ドイツの分区園の端初は中世にさかのぼるといわれているが、今日のクラインガルテンの直接の母体は、シュレーパー (Schreber) が1830年代から提唱したシュレーパーガルテンと一般に考えられている。その他の分区園運動としてアルバイターゲルテン (Arbeitergärten)、ベルリンの住宅難に対するクラインガルテン等があげられている⁽¹¹⁾。

クラインガルテンの成立に関する研究に1934~37年頃の岡崎⁽¹²⁾、横山⁽¹³⁾、最近では佐藤⁽¹⁴⁾のものがある。

1919年から20年にかけて、ドイツ国家産法 (Reichsheimstattengesetz) をはじめ、内地移住を中心とする施策のための法的基盤が用意された。^{(15)~(20)} それらのうち1919年のクラインガルテン及び小作地条例 (Kleingarten und Pachtlandordnung) は分区園利用者の保護を規定したものであった。^(*8)

同法により、クラインガルテンの存続は保証され、1920年以降その数は急速に増大する。更にその後、1930年代の経済恐慌は大量の失業者群を発生させたため、内地移住による菜園付き住宅および分区園の建設は加速された。(図2)

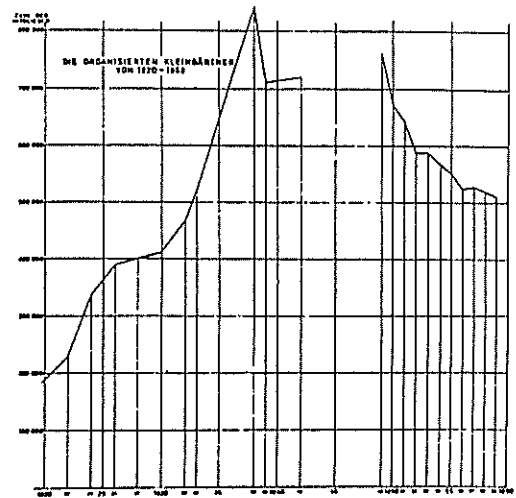


図2 1920-1959年における分区園者数 (Siegmán, W.; 1963)

こうした、ドイツにおける小都市分散立地策と結びついたクラインガルテンの発展は、緑地形成が意識に登りつつあった当時の日本を刺激したと思われる。その結果として、われわれは1926年以降の日本に数例の分区園成立をみることができる。

2. 分区園の展開

日本の分区園は、ドイツのクラインガルテンを直接の

(*8) 下級行政官庁は小作地 (クラインガルテンを含む) の最高小作料を決定する権限を有し、地主はそれ以上の小作料が徴収できない (第一条)。これに違反すると高度の罰金が科せられても仕方がない (第四条)。

また、小作契約は小作人の希望する限り原則として永久に存続するものとされ、地主は重大な理由のない限り解約は不可能であった (第三条)⁽²¹⁾。

契機として成立したにも拘らず、それとは異質である。すなわち、日本の初期分区図はクラインガルテンのような都市の緑地機能を形成できず、一つ一つの分区図は極めて小規模であった。その基本的な理由は食糧難に対応した広範な自給的契機を背景に成立したクラインガルテンに対し、日本はそれ等の条件を欠いていたことが考えられる。この条件の差が、分区規模、分区図数を支配し、結果的に異質なものを形成したと思われる。そこで、次に初期分区図を分区規模、分区図数の点から検討し、その性格を明らかにしたい。

(1) 分区規模

クラインガルテンの1分区規模は平均350㎡前後であった。^{23(*9)} それに比べ、日本に成立した分区図は東京帝国農会が、例外的に約500㎡(150坪)の分区を10分区程貸与した²⁴⁾のを除いて、30~66㎡の規模でしかない。(表I-1) これは高地価および、緑地に投下される公共団体の絶対額が少なかったことがその理由と思われる。

クラインガルテンの1例を示す。(図3)

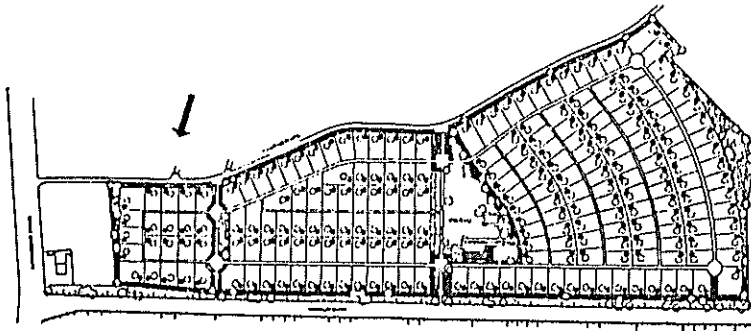


図3 クラインガルテン平面図
(Schiller, H ; 23, 1958)

同図は羽沢分区種芸園の平面図(図6)に近似している。しかし、クラインガルテンの1分区規模は平均350㎡程度あり、各分区は生垣に囲まれた個人的空間として確

保されている(図4)。一方、分区図内の道には生垣が沿うため、一般の散歩道として一定の緑地空間機能を構成している。ここに私的空間と公共的空間の統一が見

(*9) 1938年制定の「労働大臣の分区図促進規定」では400㎡を平均とし300㎡以下を認めていない(第11条)。最近の調査では下表に示すように平均値は310㎡である。

クラインガルテンの規模

分区図例	分区数	敷地面積	分区図部面積	一区分面積	分区図部面積/敷地面積	
ハノーバー	(A)	115	67,575(㎡)	39,942(㎡)	347.3(㎡)	59.2%
	(B)	174	93,340	64,460	370.5	69.1
	(C)	117	63,740	41,738	356.7	65.5
	(D)	241	159,380	83,785	347.7	52.5
	(E)	67	23,770	17,835	266.2	74.9
	(F)	174	89,800	68,246	392.2	76.0
	(G)	149	103,180	54,715	367.2	53.0
ドルトムント	(A)	432	291,020	176,650	408.9	60.7
	(B)	116	59,680	45,659	393.6	44.0
ニュルンベルク(A)	107	103,702	31,279	292.5	52.4	
平均値	169	105,519	62,433	310.0	59.2	

(Siegman, W. ; 22, 29, 1963)

られる。

それに比べ、日本の分区分画は1分区分画規模が小さく、各分区分画は畝間あるいはブロック等で境を接した。また、分区分画内の道は細く、分区分画利用者が分区分画への到達機能しか備えていなかった。

そのため初期分区分画は、公共施設であるのに利用者以外にはほとんど閉ざされた空間となり、都市緑地機能は稀薄であったといえよう。

(2) 分区分画数

初期分区分画は、いずれも市農会あるいは市の公園課に

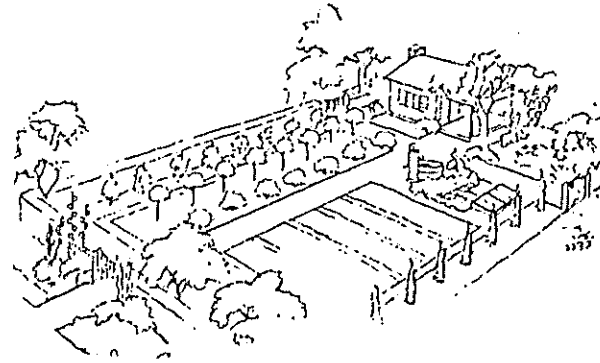


図.4 分区分画の一例
(Steinhaus, H.; 26, 1938)

よって設立されるが、その数は少なく大阪市、東京市、京都等の2,3の都市に成立したにすぎない²⁷⁾。

これに関して、当時既に立地条件からの検討が行なわれたが、十分な説得力を持たない。それは一方で緑地；分区分画が都市行政の中でおかれた状況にも規定されていたことを欠落したためと思われる。

(1) 立地条件からの検討

井下²⁸⁾は分区分画の事実上の失敗の理由に ① スプロールに伴う地価の高騰により、分区分画が郊外地にしか成立し得ないため、利用上の負担が大きい ② 菜園からの収益が利用料に見合わない ③ 余暇時間が少ない ④ 興味が持続しない等を指摘した。

これらは、分区分画成立の一般的条件を提示する。中でも交通手段および通園時間が大きな制約となったことは想像に難くない。しかし、これらによっては同時期に成立した城北公園分区分画(大阪市)や、羽沢分区分画(東京市)

(東京市)が十分な利用を見たにも拘らず、その後の分区分画形成が両市ともなかったことを説明し切れない。

(2) 空間的意味からの検討

分区分画の形成は、その時代に占める分区分画の空間的意味によって支配される。すなわち、ドイツでは食糧自給と都市緑地形成が内地移住によって統一されたことが分区分画拡大につながった。

しかし、当時日本では、東京、大阪を初めとする2,3の公共団体にしか公園課が設けられず²⁹⁾、公園・緑地行政は始ったばかりであった。そのため都市公園の数は極めて少なく、公園設定の目的延長線上にあるとされた分区分画は、公園不足の中で公園の振幅をその属性としてとり込み、増市したと考えられる。

また、公共団体は分区分画経営に多額の出費を強いられた。1例として、山口・湯里阿農園(大阪市)の1932年度収支は、^(*10)収入が2,032円に対し、支出は8,298

(*10) 1932年度収支の内訳は次の通りである³¹⁾。

借地経営であったため支出に借地料を含む。借地料は支出の19.4%を占めるが、賃貸料は収穫に見合う額として決定されたため、地代すら回収されていない。

(収入)		(支出)	
	(円)		(円)
賃料	1,350	給雑	1,205
切花、蔬菜売上	682	持地料	5,326
		借地料	1,612
		雑費	155
計	2,032	計	8,298

円と、支出が収入を大きく上回っていた。そのため、個人営の分区園が成立し得なかったのは当然であるが、公共団体も、基本的には個人的性格の強い分区園に、そのままの形で出資の続行はできなかったと思われる。そこでは、何らかの形で公共性が獲得されねばならなかった。

これらの制限により、分区園は公園への振幅を強めてゆくが、それは同時に、分区園の拡大が公園の拡大の中でしか行なわれないう結果を招いた。分区園は都市公園の1パターンとして縮少・特殊化した。

以上のように、初期分区園はクラインガルテンを契機に成立しながら、その成立の背景、規模が違っていたため、それとは異質のものとして成立した。次に東京市と大阪市で成立した分区園事例について述べる。

3. 事例

大阪市と東京市には、共に2分区園が成立した。これら事例の経緯、および規模・形式について述べる。

事例の概要は表.1に示すとおりである。

表.1 分区園の概要

		開 園	事業主体	所 在	使用料 (円/㎡・年)	分区規模 (㎡)	分区数	規 模 (ha)
大 阪 市	山口農園	1926年10月	大阪市農会	東淀川区	0.45	33.66	不明	1.32
	湯里農園			住吉区				0.99
	城北公園 市民農園	1934年	大阪市公園課	旭 区	0.61	52.8	60	総面積 10.82 農園区 1.78 分区園 0.96
東 京 市	大京市民農園	1933年8月	東京市産業局 市 農 会	板 橋 区	0.18	33.66	不明	1.78
	羽沢分区 種 芸 園	1935年5月	東京市保健局 公 園 課	澁 谷 区	0.5	30	204	1.16

(1) 大阪市の分区園

山口・湯里両農園³²は市農会により開設されたが、市農会の解消後、市の公園課に引きつがれた。両農園とも市街地から離れており、交通の便は悪く、立地条件に恵まれなかった。また、借地経営で経費がかさんだため、城北公園市民農園³³が公園課によって開設されると共に廃止された。

城北公園はそばを市電が走り、交通の便は良かった。公園は農園区、教材園・通常植物園区、魚釣地区、道遊区に分けられ図.5に示すような配置・構成であった。分区園は温室温床場、見本園、薬草園と共に農園区に属し、

公園の東北隅に位置した。

分区園は交通の便が良かったこともあり、十分な利用を見た。

以上がその概要であるが、大阪市の分区園は山口・湯里農園から城北公園市民農園へ移行する過程で変質している。すなわち、山口・湯里農園では分区園それ自体が目的であったのに対し、城北公園では公園の一構成要素となっている。また山口・湯里農園の合計面積2.31haに対し、城北公園の分区園面積は0.96ha、農園区全体でも1.78haにすぎず、面積的に縮小している。分区園は数多く成立し、それが同時に量的拡大につながるとき、一

定の発展としてとらえられる。にも拘らず大阪市では分
区園数、総面積共に減少しており、分區園の後退を見る
ことができる。城北公園市民農園は、この後退により

都市公園空間の疑似田園として変質し、特殊化され存続
した。

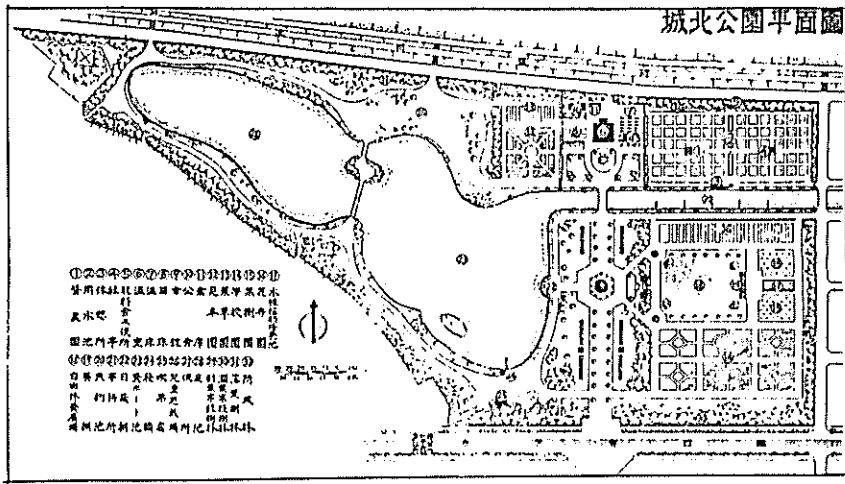


図5 城北公園平面図 (推原兵一； 33, 82, 1935)

(2) 東京市の分區園

大泉市民農園³⁴は直営園、学校園、分區園で構成された。通園のバス、電車の料金割引等が行なわれたが立地に恵まれていなかった。そのため分區園の個人利用は少なく³⁵、多くが団体利用された。学校園は板橋区内の小学校によって利用された。

羽沢分區種芸園³⁶は市街地に近く、利用希望者が多かったため開園以来毎年増区された。1937年の利用状況は、204分區のうち129分區は個人が借り、残りが学校園であった。学校園は幼稚園から中学校、女学校まで利用したが、主体は小学生であった。

東京市の分區園は大阪市と異なり、統合され変質する過程をたどらない。大泉市民農園は分區園の立地が問題とされたにも拘らず³⁷、廃止されずに存続した。この両者のちがいは、大阪市の場合同一の事業主体であったのに対し、東京市はそれが異なっていたためと思われる。東京市の分區園では、個人利用で満たされない場合の対応として、学校園に徴徴される団体園の導入があった。^(*11)

(*11) 城北公園(図5)にも学校園が見られるが、これは教材用の固定的な見本園で、耕作を行なわせた東京市のものとは異なる。

すなわち、団体園の分區園利用に対する可塑性によって利用率を高め、経営を維持した。これはまた同時に、施設の公共性獲得につながっていた。

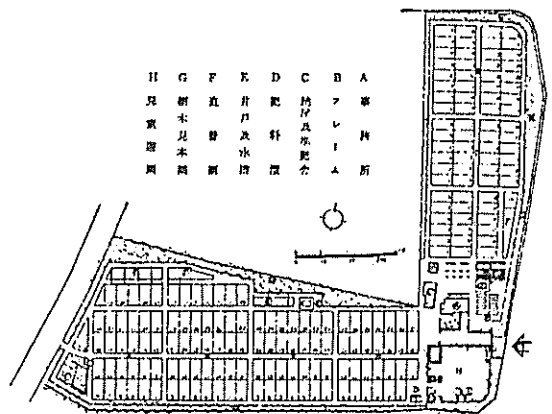


図6 羽沢分區種芸園平面図 (平田 理； 23, 23, 1938)

(3) 分區園の施設

山口・湯里農園は不明のため、残り3例について述べる。3分區園に共通する施設を表2に示した。

その他、城北公園市民農園には分區園の中央に開亭が設けられていた。また、羽沢分區種芸園には児童遊戯場

が設けられており、ドイツのシュレーパーガルテンの影響がうかがえる。^(*12)

表.2 分区園の施設

園芸指導用施設	利用者用施設	園芸用施設
見本園、直営園 フレーム	休憩所、更衣室 便所、洗面所	堆肥場、用水池 納屋

また城北公園市民農園、羽沢分区種芸園では糞尿溜が作られ、化学肥料と共に用いられた。

以上に述べたように、大阪市、東京市で成立した分区園は底的拡大をなし得ず、それぞれに特殊化した。それらが実質的に底的、面的拡大をするのは次の休閒地利用においてである。^(*13)

Ⅲ. 休閒地利用

休閒地利用は日中戦争開始後から第二次大戦後に至る約10年の間、主に食糧難対策に行なわれた自家菜園運動である。^(*2)に述べたように厳密には分区園と認められないが、これまでの日本で最も大規模、かつ広範なものとして見のがせない。しかも、休閒地利用は戦後数年で解消しており、現在の分区園の存続を考える上で問題を提出する。

したがって、本章では休閒地利用の拡大および急激な解消の理由を明らかにするのを目的として、その経緯を追うこととする。

1. 成立の背景

農業恐慌に次いで1937年の日中戦争の開始は、農村の労働力を大量に奪った。また、1939年に西日本と朝鮮・台湾等の植民地を見舞った干魃により、米が減産したため、日本の戦争経済の基盤である食糧自給の可能性はゆらいだ。同年供出が始った。一方、軍需経済は絶えずインフレを生起させたため、経済統制と相俟って国民生活は二重に圧迫された。

そのため、防空および都市の食糧供給は戦時下の都市問題として、重要な課題に発展した。青果物の自給自足を目的とする「住宅菜園に関する研究」⁽⁴⁰⁾を内務省が行な

ったもの(1941)防空のための市街地疎開と都市人の食糧問題対策を背景としていた。

したがって、同時期に始まる休閒地利用は、国民の側からはインフレと統制経済からくる生活難への対応として、国の側からは国防上の対応と全労働力の生産過程への組み込みの一環として、主に婦人、子供を対象に設定されたと考えられる。

2. 休閒地利用の展開

休閒地利用に関する記録は少ないが、全国の都市およびその周辺で一般に行なわれたと思われる⁽⁴¹⁾。

休閒地利用は日中戦争開始後間もなく始まり、第二次大戦後数年で消滅するが、敗戦を境にその性格を異にした。すなわち、敗戦以前は隣組等を中心とする組織が基盤となった拡大、戦後はそれら基盤が失われた状況での休閒地利用である。

(1) 休閒地利用開始から敗戦まで

日中戦争による農村労働力の流出に対し、初期には当該村落等の区域内農家が自主的に勤労奉仕隊を結成し、農業労働力の欠乏を補った。しかし、農村労働力はその後も流出し、更に1939年の干魃は生産農家に打撃を与え、生産条件を束縛した。そのため、農村内部の相互扶助による労働力の調達に限界を生じた。そこで、大阪市は同年秋、労働力補給対策として、市農会の協力の下に戦後後援、食糧増産、体力向上を目的とする大阪市農地勤労奉仕隊を結成した。このように一定の農村労働力と食糧の不足を背景に、都市労働力の農村との交流が行なわれた。しかし、こうした情況が更に全般的な形で進行すると、都市労働力は自らその食糧を自己の近辺で生産する形態が生じた。

休閒地利用は1939年頃大阪市農会が中心となり、地主との契約により、休閒地を無償で借り受け、それを隣接する実行組合に転貸し、耕作させたのに始まる。

1940年、市の産業部に農事係ができ、農地勤労奉仕隊の事務をはじめ休閒地利用の仕事も市農会に代って行なうようになった。これにより、休閒地は組織化に向った。1941年8月、青果物配給統制規則が公布され、行政レベルでの組織化と相俟って休閒地利用は急速に拡大する。

農事係は種苗、農具等の資材の斡旋および技術の指導、農業解説用小冊子「休閒地利用農業叢書」の発行等、休閒地利用の便宜を図る一方、市発行の隣組時報を通じ町

(*12) シュレーパーガルテンは子供の遊戯施設から発展したため遊戯施設が付属している⁽³⁹⁾。

(*13) 岡崎は1937年の論文で、休閒地利用による分区園経営を提唱しており、注目される⁽³⁹⁾。

会、隣組を単位に休閒地利用の届出を行なわせた。また、農事係は利用の奨励、宣伝と利用者の組織化を推進した。特に1941年から1945年の間に計5回の休閒地作物品評会、園芸指導を市内各所の百貨店で行ない、中でも1942年は3回を数えた。

1941年末には、休閒地の利用団体も、1,500を越え、新たな組織化が必要となった。そこで、1942年3月、区単位に園芸研究会、その上部組織として大阪市園芸協会が設立された。以後、休閒地利用の事務、資材の受け渡しは、これらを通じて行なわれた。

農事係は1942年農事課となり、農事課は1943年に農事係と休閒地係に分離し、更に1945年休閒地係は、戦時菜園係と改称された。このように休閒地利用は、第二次大戦による食糧問題の切迫に伴い、その緊急性、独立性を強めていった。

以上、休閒地利用の展開について、行政側の対応がいかになされたかを中心に述べた。次に休閒地利用の意味を明らかにするため、休閒地の性格と休閒地の栽培種目の2点について述べる。

(1) 休閒地の性格

門田は休閒地を次の4種に分類した。⁽⁴³⁾

- ① 土地区画整理によるもの — 土地区画整理事業実施によって耕地が休閒されているが、工事終了後住宅地となる予定のもの。休閒地の大部分を占めた。
- ② 民間営利企業が住宅地として買収したもの。
- ③ 土地投資家の思惑買によるもの。
- ④ 小作問題が生じたため、地主が土地を回収し耕作が放棄されたもの。

これら休閒地は当時府下で3,000haは下らないと推定された。休閒地利用の初期には、土地区画整理によるものは、その組合長の権限では土地の貸借は不可能であり、民間営利企業の買収したものは殆んど貸借が成立しなかった。そこで、小作問題が生じたために地主によって回収され耕作の放棄された土地、および思惑買による個人所有地が主に休閒地利用に供された。しかし、後に情況が切迫すると総ての空地がその対象とされたと思われる。

土地の所有者と貸借契約を結ぶ場合の障害は、小作権の問題であった。そこで小作権の成立を防止するため、

大阪市を媒介に一年毎の契約による転貸方式がとられ、貸付は個人ではなく、団体が対象とされた。管理は団体に行なわせた。

(2) 栽培種目

休閒地の栽培種目は、その初期には主食的役割を兼ねた甘藷のみであった。しかし1941年に青果物配給統制規則が公布されて後は、休閒地利用による全般的な食糧自給が必要となったため、1942年から、ナス、トマト、ナンキン等の果菜類もその対象に加えられた。

苗は実行組合等により委託育苗されたものが配布された。

(2) 敗戦から休閒地利用終結まで

敗戦は植民地の消滅、復員および引き揚げによる人口増加、供出制度の弛緩をもたらし、占領に伴う国際的孤立は食糧輸入を途絶させた。また、1945年の産米は農村の荒廃によって極度に減少した。これらの条件が重なり戦後の食糧不足は増々深刻となった。そのため、1946年4月に焼跡地整理が行なわれたことも重なり、戦後の休閒地利用は増加した。

農事課は、戦後も休閒地利用に努めた。戦後はそれまで機能していた種々の伝達体制が弛緩、崩壊したため、いくつかの自家菜園組合が組織されたものの、主として特定の組織、個人を対象としない情報手段が採られた。それらは、従来の百貨店を利用した展示、指導および市内の目抜き通り数箇所に、設置された栽培指導の展示板によるもの等であった。1947年になると隣組時報の菜園メモを独立させた月刊誌「菜園時報」を発行し、それを自給菜園組合員に無償配布して、情報の充実をはかった。

しかし、その後、食糧事情は回復し、休閒地利用も急速に減少した。それ迄自給菜園者のみを対象にした百貨店の展示指導も、1948年に行なわれたものは、農家をもその対象とした。これは、既に休閒地利用が、食糧対策としての大衆的基盤を失いつつあったことを物語るといえよう。

その後、青果物は年を追って出回り、1949年4月に青果物統制令は撤廃されるが、それは同時に菜園指導の終止を意味した。同年9月、菜園係は廃止され、事実上休閒地利用は幕を閉じた。

3. 休閒地利用解消の理由

ドイツでは今日もクラインガルテンが都市人の緑地空間として存続しているが、^(*)14) その理由に ① それ以前に、種々の流れを持った菜園運動があったこと、② 利用者が法的に、特に小作権に関して守られていたこと等⁽⁴⁴⁾⁴⁹⁾があげられている。

休閒地利用はドイツにみたような存続要件をいずれも満たしてはいない。事実、休閒地利用は戦後間もなく解消しているが、クラインガルテンと同様の状況下に成立しながら戦後の消滅は急速であった。

その理由として、① 利用者にとり、休閒地利用は食糧難時の一時凌ぎに過ぎず、その多くは食糧事情の改善によって放棄可能なものであった、② 復興による空地の減少、③ 休閒地の持つ経済的、法的制約等が、あげられよう。これ等のうち①②は存在し得なかった理由になっても、急速な消滅の説明として不十分である。そのより基本的な理由は、③ 休閒地の持つ経済的、法的制約にあると思われる。

休閒地は、先に述べたように、近い将来建設の予定されている土地か、小作契約が解消されて耕作の放棄された農地であった。

建設用地は戦争の終結により本来の機能を回復するため、休閒地の耕作としての存続は不可能となる。もし存続を希望するなら、最低限、建設用地地価に対する地代を支払わねばならない。しかし、戦前から市内都市部の地価は可成り高く、地代は菜園からの収益をはるかに越えたため、自家菜園経営の意味がなくなったと思われる。

小作契約の問題と関連して、休閒地利用に最も大きな

影響を与えたのは農地改革であったと考えられる。農地法はその法案が1945年12月の占領軍指令により国会に提出、可決された。同法は不在および在村地主の小作地解放、小作料の金納化、小作権の擁護をその基本的内容とした。そのため、農地の所有者が自己の所有地に小作権の生じるのを嫌い、^(*)15) 休閒地を提供しなくなった。同様の理由から、他の地目の土地所有者も土地を回収した。そこで、菜園作業を引き続き希望しても、法的に利用の継続が保証されない休閒地利用は用地の絶対的不足を招き急速に後退せざるを得なかったと思われる。

以上に述べたような条件が重なって、休閒地利用は戦後数年で終結した。

IV. 現在の分区園

現在、レジャー農園、レンタファーム等の名の分区園が成立しているがその経営主体は様々である。また分区園は現在その数を増しているが、これが将来都市人の緑地空間として発展、定着できるかは、不明である。

そこで本章では、分区園の現況の把握を主眼とし、その問題点について述べる

1. 成立の背景

食糧難時代の休閒地利用は、それまでに成立していた幾つかの分区園をその中に包み込み同質化したため、休閒地利用の消滅は同時に既存分区園の消滅でもあった。日本は戦後復興期から高度成長期へと移行してゆくが、その間分区園の成立はなかった。

戦後、新たに分区園が成立したのは、1960年代の半ば、高度成長期後の昭和40年代に入って間もない時期

(*)14) 下表は1960年における西ドイツ諸都市の、クラインガルテン組合に組織されたものの現況を示す。

	世帯数 / 分区数	1人当りクラインガルテン面積 (㎡)	クラインガルテン総面積 (ha)	公営クラインガルテン (ha)	私営クラインガルテン (ha)	都市面積に占める率 (%)
フランクフルト	18 : 1	7.3	491	≒ 400	≒ 100	2.5
ハノーヴァー	13 : 1	19.0	1,104.3	508.0	596.3	8.2
ドルトムント	32 : 1	4.3	1,335	※	※	※
オルデンブルク	20 : 1	6.3	80	※	※	※
ゲッチングン	17 : 1	9.1	70.5	※	※	2.6
ハメルン	13 : 1	11.0	60.2	16.7	43.5	1.6

(Siegman, W.; 49, 9, 1963) (※:不明)

(*)15) 事実、戦後の休閒地利用をめぐる、利用者が小作権を主張したため訴訟の起きた例がある。大阪市役所で聞いた話では南海電鉄の所有地にかなり多くの訴訟が行われたとのことであった。

であった。

これは、環境の悪化を地球規模でマスコミ等がとりあげ初めた時期であり、日本でも大気汚染を初めとした公害問題を核として生活空間への問いかけがなされ始めた時期でもあった。一方、戦後の都市化の進行、集合住宅の建設等は都市生活者から庭を奪った。戦後の分区分園は、生活環境の悪化、特に公害等による自然環境に対する喪失感を背景に、都市人の接地要求が結びついて成立したものと考えられる。したがって分区分園は、極めて都市的なものとして成立する。(図7)



図7 分区分園利用者の分布状況
(桜丘レジャー農園：1972)

2. 分区分園の特徴

現在の分区分園の特徴として、① 経営主体が多様であること。② にも拘らず規模形式が相互に近似していること。③ 分区分園経営が自家用車による通園で支えられていること等があげられる。

(1) 経営主体の多様性

初期分区分園がその数は少なく、経営主体も公共団体に限られ、採算が基本的には度外視されていたのに比べると、今日の分区分園の経営主体は多様で、成立数も多い。その理由に、分区分園のような園芸作業に対する欲求が広範、かつ一般的に生じていること、および、分区分園経営の採算に合うだけの利用料を支払っても、分区分園を利用する都市住民が可成りの数で潜在^(*16)していること等が考えられる。特に今日の分区分園の多くが農家による個人営のものであることから、それは裏付けられる。

現在成立している分区分園は、経営主体によって次の3種に分類される。① 農業者による分区分園 ② 地方公共団体による分区分園 ③ 住宅公団による分区分園

(2) 規模・形式の近似

現在の分区分園は経営主体が異なってもその規模・形式は近似している。

表3に各経営体別分区分園の分区分園規模について最大、最小、平均の各値を調査例から求めた。

表3 経営体別分区分園規模

経営主体	農 家	地方公共団体	住宅公団
最 小	10. (㎡)	10 (㎡)	2.3 (㎡)
最 大	30	10	4.5
平 均	17.6	10	3.8

同表に見るように分区分園規模は30㎡を越えず、共に極めて小面積である。

また形式では、いずれもこれら小規模分区分園が簡単な境界で仕切られ、私的空間と公共的空間は分離されていない。

したがって、初期分区分園と規模、形式には殆んど変化

(*16) 桜丘レジャー農園でのアンケートによると、分区分園を借りた理由は右表に示すとおりである。同アンケートは自由表記によったが、理由の多くは、庭がないこと、自然に対する親しみ、健康、教育等をあげている。しかし、相対的な比率は高くはないが、野菜の高値と、収穫による新鮮な野菜接取ができることを理由としたのが合計14%ある。これは農業者の問題や野菜の高値により、全額でなくても、利用料がある程度まかなえれば、農業者の心配のない野菜を食べたいという欲求が分区分園利用に結び付いたと考えられる。

分区分園を借りた理由 (桜丘レジャー農園；1971)	
庭がない	8 (%)
庭が狭い	4
庭の日当たりが悪い	4
自然に親しむため	28
園芸が好きである	26
収穫の喜びを味わうため	6
終戦後の家庭菜園の思い出があった	6
健康のため、運動のため	18
ストレス解消のため	10
子供のため；情操教育、自然教育	20
季節毎の新鮮な野菜を楽しみたい	8
野菜が高値である	6
切花用の花つくりのため	4

が認められない。

こうした近似の理由に ① 栽培上の制約 ② 経済的制約 ③ 農地法の制約をあげることができる。

① 栽培上の制約について

分区分は経営主体が違っても、主として菜園利用が行なわれており、そのため日常的な作業が必要である。一方、分区分利用者には、比較的遠くからの利用者が相当数含まれている（図8）。こうしたことから分区分の維持可能面積の上限は制約される。

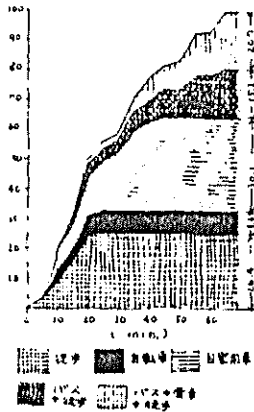


図8 通園時間と交通手段（桜丘レジヤー農園の例）
（有田，北村；46，1972）

② 経済的制約について

分区分の成立する地域は都市近辺であるため高地価である。一方、利用者の出資可能な分区分利用料は限られており、分区分規模の上限は制約される。

③ 農地法の制約について

分区分の規模、形式を最も基本的に制約するのは農地法である。

農地法は農地を「耕作の目的に供される土地（2条1項）」と定義する。同法に規定する耕作とは土地に労資を加え、肥培管理を行ない、作物を栽培することを意味する。⁽⁴⁷⁾ そのため主に菜園として利用される分区分は農地と見なされる。また、小作地は「耕作の事業を行なう者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地（2条2項）」と定義され、過去の判例からも分区分は小作地であると考えられる。⁽⁴⁸⁾^(*17)

一方、「耕作の事業」とは農耕業というに足るだけの規模で、ある程度反復継続して行なうことを解釈されている。⁽⁴⁸⁾ しかし、「農耕業というに足るだけの規模」は一

定の規模を指定しない。そのため、耕作の事業を規定する規模に関しては不明確である。

そこで現在、分区分経営者はその土地を農地と認めた場合でも、面積が狭小であることから、事業としての耕作ではないと小作権を否定する外、小作権の生じない理由に耕作は会^(*18)の唯一の目的ではなく、目的の一要素であること等をあげている。

現在、農林省はこの点に関して態度を明らかにしていない。そのため、分区分経営者は上述の解釈に立って経営を続けている。

しかし、「農耕業というに足る規模」の不明確さから分区分は、現存の分区分の規模・形式に対する法解釈によって制約される。したがって、現在小作権が一般に生じないとされている規模・形式に、新たに成立する分区分は制約され逸脱できない。このことが現在の分区分の近似性を基本的に規定していると考えられる。

(3) 通園手段

初期分区分と現在の分区分の立地条件は、通園手段の変化に伴い異なっている。すなわち、初期分区分では電車あるいはバスが主な交通手段であり、これらの便不便是立地を大きく左右した。しかし現在では、徒歩と共に最も基本的な通園手段である自家用車の使用は（図8）時間距離を短縮したため、比較的広範囲まで日常の時間圏域に含まれた。これによって、分区分の日常作業が保証され、利用者の安定的な定着が可能となったと思われる。すなわち分区分経営は自家用車による通園に支えられている。

(*17) 京都地裁1947年12月3日の判例では「小作地とは耕作の業務を営む者が借地権その他の権原に基づいてその業務の目的に供している農地をいうと規定している。……（中略）……従って耕作を本業とする専業農家はもとより、いわゆる家庭菜園として利用する者も他に本業あると否とを問わずに右事業（耕作：筆者注）の認められる以上耕作の業務を営む者に外ならず、その土地はその業務の目的に供している農地といわなければならない。」と述べ家庭菜園も小作地と認められるとしている。同判例は措置法によるものであるが、1970年の改正法の定義では「業務を営む」という語が営利の観念を含まないことを明確にするために「事業を行なう」と表現が改められただけであり現在も有効と考えられる。

(*18) 現在の分区分はいずれも会員制をとっている。

3 経営主体別分区分園

現在の分区分園の経営主体は多様であるが、各経営主体が分区分園を設立した事情はそれぞれ異なり、そのおかれた状況を反映している。したがって、基本的には近似の規模・形式も、若干の差違が認められる。

本節ではⅡ-2に示した経営主体別分類に従い、主に個々の経営主体によって規定される問題について考察する。

(1) 農業者による分区分園

現在成立している分区分園の多くが農業者により経営されている。したがって、この種の分区分園が発展し得るか否かは、分区分園の今後の形成を考える上で重要な意味を持つと思われる。

(1) 成立の背景

ミカン狩り、松茸狩等は戦前から大衆的に行なわれていたが、今日、農林漁業の場を利用する観光は多様化している。例えばいも掘園、観光牧場、山菜園、昆虫園、森林公園等々。これらは、農業者の分区分園を含めて、観光農林漁業として一括される。

観光農林漁業成立の農山漁村側の条件に、昭和30年代の高度成長による第一次産業と他産業の所得格差の拡大それに伴う労働力不足、および米作農業の転換の必要があげられている。⁽⁴⁹⁾ 農業者の分区分園は農業のおかれているこれら一般的条件に支配されてはいるが、都市農業の問題のより多い反映として、スプロール地域近傍に立地していると考えられる。すなわち、地価の上昇は収益性の高い営農形態を要求し、若年労働力の他産業への流出は労働力不足と労働力の老化化を招く。そのため、資本および労働集約的な施設園芸に転身できず、一方で分断された農地を維持しようとしたとき、それ程投資を必要とせず、分区分園利用者の若干の作業指導と保守のための補助的労働で済み、相対的に収益性の高い^(*19)分区分園は成立の条件を満足する。

(2) 特徴

農業者による分区分園の経営は極めて不安定である。すなわち、その経営の多くは老年労働力に支えられ、分区分園はスプロール地域の宅地化と農業経営の相対的バランスによって成立しているため、経営は労働力、地価等の変化に影響されやすい。現在問題となっている市街化地域の農地の宅地並課税が適用されると分区分園は都市の外

縁へ追いやられると思われる。農業者の分区分園は土地利用の観点からは過渡的性格が強い。

(3) 規模、形式、施設

農家による分区分園の概況を調査例により示した(表4)。

分区分園規模は同表に示すとおり近似しているが、分区分園に相当差があり分区分園規模に変化を生じている。

分区分園の形式は桜丘レジャー農園(図9)を典型とする。各分区分園は畝間で境を接しており、ブロック等で分区分園が区割りされている例はない。

農業者の分区分園は農家に隣接していたり、山林の中にある場合が多い。そのため分区分園施設として分離しにくいものが多い。しかし、都市化の最も進行した場所にある桜丘レジャー農園では施設が周囲から独立している。同園では農具舎、水道、休憩所、遊戯場、駐車場等が基本的施設で、休憩所にはロッカー、トイレがある。

(4) 経営形態別分区分園

農家による分区分園は用地が農家所有で、維持管理も農家によって行なわれるが、それ以外の経営面で他の組織との共同が行なわれる。

現在分区分園は主に余り宅地化の進行していない所にしか成立し得ないため、近隣者では利用が満たず、そのため広範囲な地域に利用者を求めなければならない。しかし、農家一戸の情報能力は極めて限られており、情報宣伝を他に依存しなければならない。

種々の共同関係は次の3種に分類できる。

- ① 農協あるいは地方公共団体と提携
- ② 民間営利団体と提携
- ③ 農事組合法人の経営

(*19) 1970年に東京都町田市役所の行なった試算では10a当り粗収入が野菜は、7~8万円、芝は10~11万円に対し、分区分園は、20万円となっている。これを桜丘レジャー農園を例に計算すると入会金と会費で年間708,500円(6,500円×109分区分園)の収入が見込まれ、分区分園規模が施設を含めて約30aであるから10a当り約23.6万円の粗収入となる。

桜丘レジャー農園の場合、周囲は可成り宅地化され、1971年当時で3.3㎡当り宅地価格は20万円を越えていた。したがって宅地価格で地代を計算すると利率を6%としても、800万円の収入が期待される。

以上のことから、分区分園の使用料金は周辺の宅地価格とは無関係で、畑作による収入と施設の消却費および菜園指導・保守に対する若干の労賃等の和として決定されていると考えられる。

表4 経営形態別分区分区概況

(調査; 1971.4)

経営形態	分区分名	所在	設立年度	分区分模	分区分数	総面積	契約期限	利用料金	入会金	栽培種目	施設	従前の土地利用		
農協あるいは地方自治体と提携	区の経済課 + 農家	東京都世田谷区桜丘	67年8月	15㎡	109	約30a	1年	5,000円/年 (333円/㎡年)	1,500円	野菜 + 花	農具舎, 水道 休憩所, ベンチ 遊戯場 駐車場	畑		
	農協 + 農家	東京都東田町みどりヶ丘	70年	16㎡	30	※	1年	4,000円/年 (250円/㎡年)	1,000円	野菜 + 花	農具舎 水道	※		
	市の農産課 + 農家	東京都東田無	70年3月	10㎡	769	118a	1年	2,400円/年 (240円/㎡年)	-	野菜 + 花	農具舎, 水道 休憩所 駐車場	畑		
	町の開発課 + 農家	兵庫県加東郡稲美町	70年4月	16.5㎡	167	28a	1年	4,200円/年 (255円/㎡年)	2,000円	野菜 + 花	農具舎, 水道 休憩所 駐車場	※		
	県の農政局 + 農家	神奈川県横浜市神奈川区	68年12月	16.5㎡	60	※	1年	4,200円/年 (255円/㎡年)	2,000円	制限なし	農具舎, 水道 休憩所 駐車場	山林		
	民間機関 + 農家	東急 + 農家	神奈川県横浜市神奈川区	66年7月	30㎡	120	45a	1年	4,500円/年 (150円/㎡年)	-	野菜 + 花	農具舎, 水道 休憩所	山林	
		親光会社 + 農家	大阪府大田区	71年	16.5㎡	不定	約10a	1年	1,000円/年 (61円/㎡年)	-	野菜	水道	水田	
		農事組合法人 + 農協	三田レジャー農園	神奈川県川崎市生	68年5月	20㎡	127	33a	1年	3,600円/年 (180円/㎡年)	-	野菜 + 花	農具舎, 水道 休憩所 直売所	山林
			青葉台農園	神奈川県横浜市神奈川区										

(※; 不明)

次に、他の経営体と農家の関係および事例について述べる。

① 農協あるいは地方公共団体と提携

農家経営の分区園は主にこのタイプである。

都市およびその周辺ではスプロール等の進行により、旧来の営農形態の存続は不可能である。こうした地域の農協、地方公共団体は観光農業と農業振興の一対策としてとり入れるが、分区園はそのうちの形式として成立する。分区園成立の初期は利用者集め、その他経営面で農家が不慣れなため、援助が必要である。多くの場合、実際の施設の維持、栽培指導、利用料徴収は農家が行ない、対外的な宣伝その他事務は農協あるいは地方公共

団体が行なっている。

④ 桜丘レジャー農園

東京都世田谷区桜丘にあり、1967年8月開園。東京都では最も早く成立した。開園時にテレビ、新聞、雑誌等で紹介されたため宣伝にはさ程困難はなかったと思われる。⁵⁰

世田谷区経済課が宣伝の援助をしているが、現在では利用者はほぼ口伝えにより確保されている。そのため経済課と農園主との接触は主として利用料金の改定を行なう場合で、経済課は決定額を承認し、経営を側面から保証している。利用料は開園来毎年500円の値上げが行なわれている。

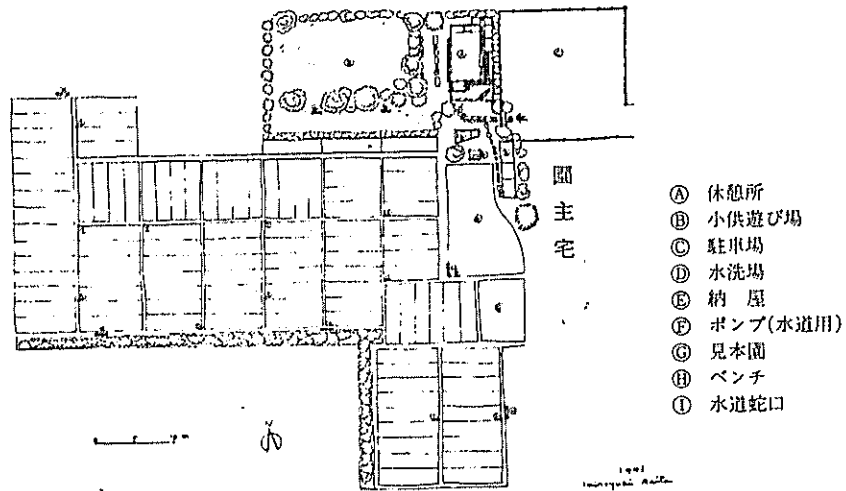


図.9 桜丘レジャー農園平面図

⑤ 田無市の家族農園

東京都田無市内に分散しており、1968年3月開園。市の産業課と農協が宣伝および事務を行なう。田無市の市民農園は数戸の農家の個々の経営体としてあり、分区園は市内数ヶ所に分散している。田無市は、経営についても最初の2・3年は一切責任を持って行ない、経営が軌道に乗ってから農家に任せる等、積極的な分区園育成対策をとっている。

⑥ 民間営利団体と提携

現在、イメージ化された“自然”は商品的価値を持っている。したがって、商品的価値のある“自然”が存在し、その“自然”の所有者が農家であるとき、民間営利団体は農家との提携を行なう。

⑦ 青葉台農園

横浜市港北区青葉台にあり、1966年7月開園。最初の個人営の分区園である。青葉台一帯はかつて畑作を中心とする農業地域であったが、東急のニュータウン建設により景観は一変し、従来の営農は不可能となった。

その時、東急不動産の社員がドイツのクラインガルテンをヒントに分区園を提案した。

東急は、分区園を自然と緑のニュータウンのイメージ形成に利用し、⁵¹ その見返りに分区園の土地造成を無料で農家に提供した。青葉台農園はこうしてほぼ労せずして経営を軌道にのせることができた。

青葉台農園には現在会員の自治組織があり、会費の徴収をはじめ各種行事の運営を園主から任されている。園

主は直接的には経営に携わっていない。

⑩ 北摂観光農園

大阪府豊能郡能勢町にあり、1971年開園。休耕地利用の分区園である。能勢町一帯で観光開発を行なっているパシフィック興業が、観光資源の少ない当地域で、まつたけ狩り等の観光資源の一つとして組み入れたものである。観光会社は宣伝のみを行なっている。

③ 農事組合法人の経営

川崎市生田区にある三田レジャー農園（1968年5月開園）がその例である。開設のきっかけは、日本住宅公団の団地造成にある。団地は農協所有の山林を開発して造成されたが、その際団地に隣接して土地が残された。そこで残された土地の利用が問題となったが、農協の所有地区で共同財産としての性格から、農業法人による土地経営が行なわれることになった。分区園は、土地が団地に接しており、経営も容易で、しかも都市化に対応することから採用されたと思われる。利用者は主に公団団地の住民であり、宣伝を余り必要としない。

(2) 地方公共団体による分区園

① 概況

地方公共団体による分区園は、現在、兵庫県、名古屋市、岡崎市の地方公共団体に開設され、大阪市では分区数3,000の大規模分区園（7.6 ha）が城東区の鶴見緑地

（100 ha）に造成中である。

これら分区園は過密化のため庭を持たない都市生活者の接合要求に、夫々の地方公共団体が応えようとしたものと考えられる。現在、地方公共団体の分区園は増えているが地方公共団体が複数の分区園を設置した例は未だなく、その数も極めて少ない。その理由として、地価が騰貴し用地取得が困難であること、大都市では緑地となり得る空地の絶対量少なくその確保に追われているのが現状であること等があげられる。

しかし、分区園が日常的な個人利用空間としての側面を強くもつ以上、その、公共性、日常性を満足させるには、公共団体は分区園を数多くの箇所在一定量づつ近隣公園のような形で設置する必要があると思われる。しかし、今日の大都市では、そうしたことは殆んど期待できない。したがって、大都市周辺や都市拡大の予想される市町村において土地の先行取得や町村有林、部落有林の確保により、都市化に応じて分区園を造成する方法をとるのが望ましいと考える。

② 分区園事例

兵庫県西武庫分区園と名古屋市市民菜園を例に、地方公共団体経営の分区園の現況を述べる。

表・5に両分区園の概況を示した。

表5 分区園の概況

	区分園規模	区分規模	栽培種目	契約期限	契約更新	利用料
西武庫区分園	32 (a)	10 (㎡)	花キのみ	1年	2回まで	1,200円/年 (120円/㎡・年)
名古屋市市民菜園	12	10	花キ・野菜	1年	1回まで	3,000円/年 (300円/㎡・年)

地方公共団体の分区園は個人営のものとは違い公共性をその前提とする。したがって両分区園共に営利的利用を禁じ、—— 営利的利用をすれば農地法の小作地と判断されることから同時に禁止される —— 契約の更新も1～2回までに制限され以後は新たに応募せねばならない。このように分区園利用の安定を一方で望みながら施設数が少ないため、利用者の定着を拒否するという自己矛盾を生じている。

利用資格は、その地方公共団体の管轄域内に居住し、世帯を形成し、生計を営んでいることである。

④ 西武庫分区園

兵庫県尼崎市の西武庫公園内にあり、1965年4月開園。戦後、最初の分区園である。分区園は西武庫公園の北西部に位置し（図・10-1）全公園面積（7.2 ha）の4.4%を占める。

分区園は公園の花壇でもある。公園管理の花壇は、分区園利用者の栽培する花キとて四季の変化を与えており、分区園利用が同時に公園の花壇形成となっている。そのため野菜の栽培は認められず、西武庫公園では分区園を農地と見なしていない。

利用料は月100円と安いのが、西武庫公園の話では、無料にすると放置される可能性があるため現在の価格と

したとのことで、採算は、全く度外視されている。

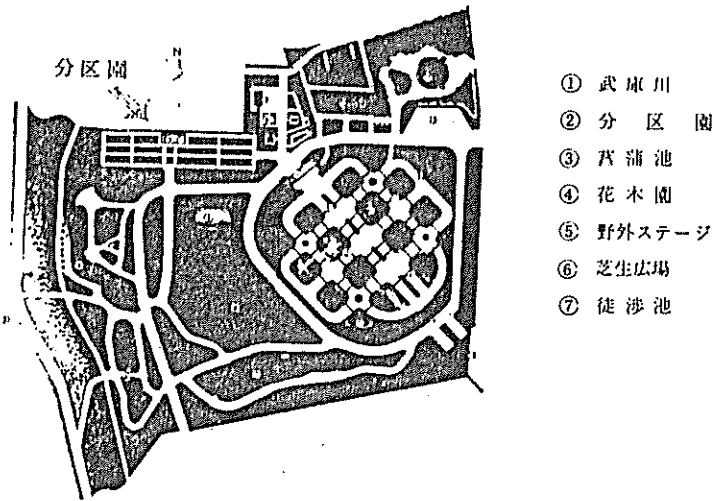


図10-1 西武庫公園平面図
(西武庫公園パンフレット; 兵庫県, 1971)

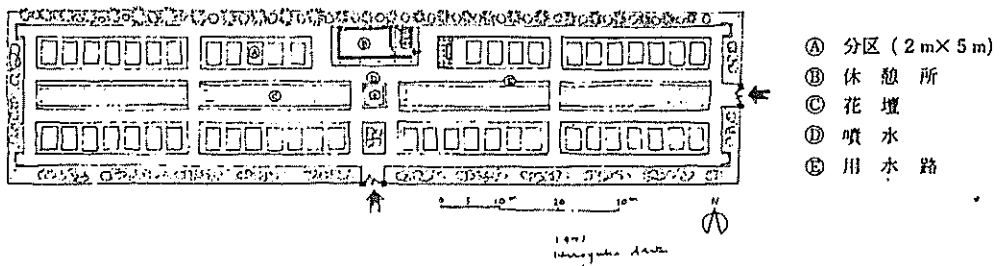


図10-2 西武庫分区園平面図

㊤ 名古屋市民菜園

名古屋市昭和区の農業センター(8.3 ha)内にあり、1970年4月開園。同園の設置目的に農業知識の普及、啓発と近郊農村の営農タイプの提示をあげ、利用者には作付計画書の提出を義務づけている。

利用料は年間の単位面積当たり料金が300円と農家経営のものと同様。これは近郊農村の営農タイプの提示ということから決められた額と推測される。公共団体が営農の立場で利用料決定を行なうのは、個人営の分区園経営の安定につながり望ましい。

(3) 住宅公団による分区園

集合住宅生活者にとり、接地要求は切実である。ドイツでは分区園が集合住宅に接して設けられているが日本

でも近年その萌芽の形態が見られる。先に述べた川崎市生田の農事組合法人による分区園等も、その例としてあげられるが、ここでは日本住宅公団大阪支所の設けた分区園2例について述べる。

集合住宅に付随する分区園は、ドイツの場合、集合住宅とは別に、しかも近接して設けられている(図11)。これは、住宅内部の共用緑地と、クラインガルテンの個人的性格が明確に区別されているためである。日本では、こうした集合住宅と分区園の結合は始まったばかりで、共用緑地との区別は明確ではない。

住宅公団の分区園は入居者の自治会あるいは利用者が管理する場合が多く、公団が行なう場合も最初の数年に限られるようである。

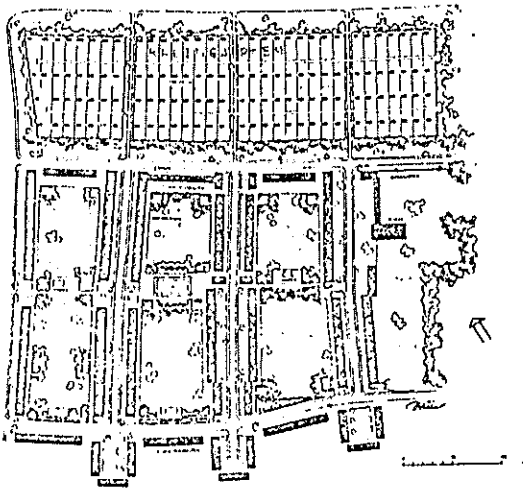


図.11 集合住宅（3階建）とクラインガルテン
（Schiller, H. ; 25, 1958）

これは、分区園が公団により入居者のコミュニケーションの場として位置づけられているためと思われる。

分区園の利用は「住宅公団の場合、有料とすると地代と家賃の関係も反映して難しくなり、減価償却的な根拠が成り立ちにくい」⁵²との理由から、利用者が入居者に限定した上で、無料としている。

① 新千里西町団地の分区園⁵³

新千里西町団地は、千里ニュータウン内の中央534戸（3DK 164戸、3K 370戸）の団地である。団地は4ブロックにグルーピングされ（図.12）、各ブロックの中庭共用地の一部に分区園が10分区ずつ共用花壇として配されている。

表6 分区園の概況

	分区園規模 (㎡)	分区規模 (㎡)	分区数	契約期限 (年)	栽培種目	施設
千里西町団地	270*	2.3	40	1	・花キ ・小花木	分区のみ
伝法市街地住宅	1,110	4.5	95	1	原則として 花キ, 小花木	倉庫 水洗場

(* ; 図.12より概算)

② 伝法面開発市街地住宅の分区園⁵⁴

伝法面開発市街地住宅 33,000㎡は大阪市此花区伝法町にある高層集合住宅（10階11階各2棟、1,072戸）である。千里西町団地とはちがひ、分区園は南西側に位置し（図.13）、団地に占める緑地的意味は稀薄である。

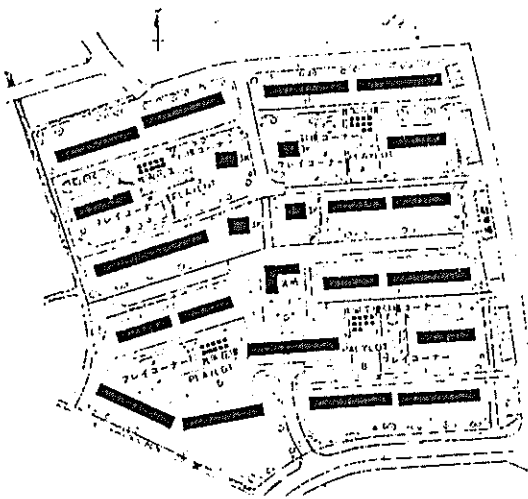
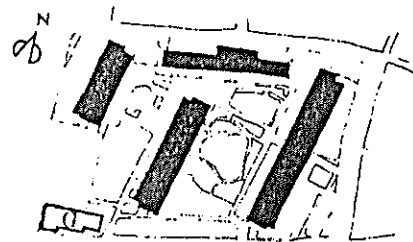


図.12 新千里西町団地平面図
（鈴鹿幸雄 ; 53, 1971）



G : 分区園

図.13-1 伝法面開発市街地住宅平面図

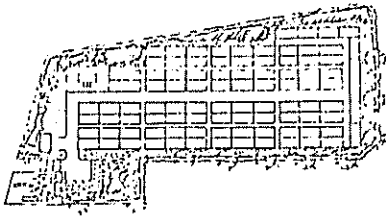


図.13-2 伝法面開発市街地住宅分区分画平面図
(塚本正司；52, 1971)

V. ま と め

現在の分区分画は成立したばかりで、これが今後いかんにか形成、発展するかは不明である。しかし、分区分画の質・量における発展の基盤は、現在の段階では一定の分区分画要求があれば、いかなる形式・規模でもそれを形成し、それらの中から発展の可能性のある分区分画を広範な利用者と種々の利用形態を背景に育成することであると思われる。

そこで、本章では現在成立している分区分画の存続・拡大にとり、障害になる点の指摘と若干の提言を行なう。

(1) 農地法について

分区分画の規模形式を制約しているのは農地法である。現在の農地法では小作料が低額におさえられているため農地法が適用されれば分区分画経営は成立しない。また小作権が設定されれば土地利用の転換が困難となるため、特に農家は分区分画経営は行なわなくなると思われる。そのため、分区分画が拡大するには分区分画に関して農地法の小作料の制限をゆるめることおよび、小作権に一定の制限を設けることが必要であろう。

(2) 農家による分区分画

農家による分区分画は土地利用からは過渡的性格が強い。そのため都市化によって外部に追いやられる可能性は大きい。しかし、分区分画の大部分が農家によるもので、これの発展いかんによって分区分画事情は大きく左右される。そのため種々の保護育成策が望まれる。農地法の分区分画に対する規定の一つもその一つであるが、現在最もさし迫った問題は市街化区域内農地に対する宅地並課税であろう。これがもし、一律に適用されれば分区分画経営は不可能である。そのためには市街化区域内のきめ細かな地域制と税制上の保護が必要である。こうした保護を裏付けとして一方で乱雑な分区分画の成立を防ぐため、分区分画の規模形成等に対する一定の規程が用意されねばならないだろう。

(3) 地方公共団体による分区分画

地方公共団体による分区分画は少なく、その多くが都市公園内に設けられている。しかし分区分画は基本的には私的な空間であるため、都市公園内に設ける時には、こうした私的空間の確保が公共的空間の形成につながるような形式をとる必要があると思われる。また分区分画は極めて日常的接触を必要とすることから、近隣公園のような形で集落近辺に設けるのが望ましい。

(4) 住宅公団による分区分画

住宅公団で共用緑地を設ける場合第一に問題になるのは一階住人のプライバシーであろう。現在のように容積率が高いと、地形等に制約され分区分画はその機能を十分果し得ない。都市域では、これは或程度止むを得ないが、農村地域での開発の場合、農民の経営する分区分画と公団住宅を隣接して設ける等の方法が考えられる。

この場合、住宅公団は住宅建設用地価格の何割かを分区分画地の所有者に支払い、その代償に公団住宅の分区分画として半永久的な提供の契約を結び土地利用と分区分画経営双方の安定をはかる必要があると思われる。

おわりに

この論文は筆者の修士研究論文に加筆、訂正したものである。

小論を書くにあたって、文献の紹介をいただいた岡崎文彬京都大学名誉教授、アンケート調査に協力戴いた桜丘レジャー農園主棚野賢一氏、その他多くの分区分画関係の方からの資料の提示、助言を得た。この場を借りて感謝の意を表す。

本研究については、修士論文作成過程から、京大農学部農地計画研究室教育各位の有益な指導、批判を賜わった。末筆ながら謝意を表す。

参 考 文 献

- (1) 岡崎文彬；「ドイツに於けるクラインガルテンの現況」, 農業経済 10, 67-73, 1939.
- (2) 佐藤 昌；「分区分画の研究」, 造園計画研究 2) 1-32, 1971.
- (3) 佐藤 昌；Ibid 2) 16.
- (4) 永見健一；「ドイツに於けるクラインガルテン法」, 都市問題 vol.18 (5), 65, 1934.

- (5) Ehlgötz, R. ; Kleingarten Anlagen, [W. Müller ; Städtebau], 426-429, 1970.
佐藤 昌 (訳) ; Ibid (2) 9.
- (6) 佐藤 昌 ; Ibid (2) 12.
- (7) ウィーアー ; 「ヨーロッパに於ける厚生運動と公園緑地問題」
木村三郎 (抄訳) ; 「欧州に於ける市民農園運動」,
公園緑地 vol.3 (1) 25-32, 1939.
- (8) 猪出 一 ; 「東京市人口増加の性質に就いて」,
上田貞次郎編 ; 「日本人口問題研究」, 協研会
121-122, 1933.
- (9) 都市計画東京地方委員会 ; 「東京緑地計画」,
第4回都市問題会議報告書, 212, 1934.
- (10) 都市計画東京地方委員会 ; Ibid (9), 216.
- (11) 岡崎文彬 ; 「ドイツに於けるクラインガルテンの沿革」, 農業経済 vol.7 (10), 53-62, 1940.
- (12) 横山光雄 ; 「独逸小菜園及英国小園地の沿革考説」, 造園雑誌 vol.1 (2), 124-132, 1934.
- (13) 岡崎文彬 ; Ibid (1).
- (14) 佐藤 昌 ; Ibid (2).
- (15) Mappes, M. ; "Der "Goldene Spaten" der grünen Post 1939 an Wismar", Garten-kunst vol.52 (2), 231, 1939.
- (16) 急迫せる住宅難の排除に関する命令 (Verordnung zur Behebung der dringendsten Wohnungsnot) 1919. 12. 9.
- (17) ドイツ国家産法 (Reichsheimstättengesetz) 1920. 5. 10.
- (18) 地上権に関する命令 (Erbbanverordnung) 1919. 1. 15.
- (19) クラインガルテン及び小作地条例 (Kleingarten- und Pachtlandordnung) 1919. 7. 31.
- (20) ドイツ国移住法 (Reichssiedlungsgesetz) 1919. 8. 11.
- (21) 永見健一 ; 「ドイツに於けるクラインガルテン法」, 都市問題 vol.18 (5), 58-59, 1934.
- (22) Siegmund, W. ; "Das Kleingartenwesen, Erscheinungsbild, Bedarf und Funktion", Der Fachberater für das Deutsche Kleingartenwesen (4),
7, Mai 1963.
- (23) 岡崎文彬 ; Ibid (1), 70.
- (24) 佐藤 昌 ; Ibid (2), 16.
- (25) Schiller, H. ; "Gartengestaltung", 228, 1958.
- (26) Steinhaus, H. ; "Die Neuordnung des deutsche Kleingartenwesens", Garten-kunst vol.51 (1), 3, 1938.
- (27) 森脇龍雄 ; 「独逸に於けるクラインガルテンの沿革」, 庭園と風景 vol.16 (1), 12, 1934.
- (28) 井下 清 ; 「分区小園の再検討」, 庭園と風景 vol.16 (1), 14-15, 1934.
- (29) 白川 泰 ; 「都市公園は何を要求するか」, 造園雑誌 vol.6 (2), 72, 1939.
- (30) 井下 清 ; 「市民農園の企画に際して」, 東京市農会報, 70, 1933. 9.
- (31) 推原兵一 ; 「市民農園の経営に就いて」 庭園と風景 vol.16 (1), 18, 1938.
- (32) 推原兵一 ; Ibid (3), 17-19.
- (33) 推原兵一 ; 「市民農園と学校植物園」, 都市問題 vol.19 (1), 73-82, 1935.
- (34) 小山田一雄 ; 「東京市農会市民農園」, 公園緑地 vol.2 (2), 25-27, 1938.
- (35) 市川政治 ; 「市民農園等に関する施設」, 全国都市問題会議報告書 都市の保健施設 (下), 407-414, 1936.
- (36) 平田 理 ; 「羽沢分区種芸園に就いて」, 公園緑地 vol.2 (2), 22-25, 1938.
- (37) 井下 清 ; Ibid (2), 12-16, 1934.
- (38) 横山光雄 ; Ibid (2), 125, 1934.
- (39) 岡崎文彬 ; Ibid (1), 72.
- (40) 内務省防空研究所 ; 「住宅菜園に関する研究」, 防空資料第一号 (緑地1), 1941.
- (41) 門田 一 ; 「大阪府に於ける休閒地利用」, 農業と経済 vol.7 (7), 95, 1940.
- (42) 大阪市農業団体協議会 ; 「大阪市農業誌」, 404-439, 1960.
- (43) 門田 一 ; Ibid (41), 90.
- (44) 横山光雄 ; Ibid (2).
- (45) 岡崎文彬 ; Ibid (1).

- 46 石田博之, 北村貞太郎 ; 「分区園の研究」,
昭和47年度農業土木学会大会講演要旨, 302, 1972.
- 47 和田正明, 橋 武夫 ; 「最新農地法詳解」, 学
陽書房, 22, 1969.
- 48 和田正明, 橋 武夫 ; Ibid(47), 32.
- 49 全国観光農林漁業組合 ; 「全国観光農林漁業使
覧」, 6, 1971.
- 50 「レンタファームは花ざかり」, ガーデンライフ 25,
104-107, 1968.
- 51 東急グラフ 129, 1966. 8.
- 52 塚本正司 ; 「共同住宅と貸花壇」, 建築と社会,
63, 1971. 4.
- 53 鈴鹿幸雄 ; 「主婦と土一団地共用花壇の花づく
り」, 建築と社会, 62, 1971. 4.
- 54 塚本正司 ; Ibid 52.



農村計画研究部会規約

名称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

目的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

事業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1) 共同研究。
 - 2) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。
 - 3) 関連学会、関連機関との研究・技術交流。
 - 4) 研究資料の収集・配布。
 - 5) その他。

所属・会員

4. この部会は農業土木学会に所属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役員

5. この部会には次の役員をおく。部会長1名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。なお、役員任期は2年とし再任を妨げない。役員選任は総会で行なうことを原則とする。

経費

6. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかなう。

入退会

7. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務所へ連絡すること。

解散・規約改正

8. この部会の解散およびこの規約の改正は、会員の3分2以上の承認を得て行なうことができる。

事務所

9. この部会の事務局は、神奈川県平塚市中原1519、農林省農業土木試験場、土地改良部、環境整備研究室に置く。

編 集 後 記

原稿の集まりが遅れ、発刊がおそくなったことをお詫び致します。農村計画に関する制度も少しづつ充実して、色々な側面からみて、ようやく農村計画をわが国で真剣に育てなくてはならない時がやってきたようです。ところが、農村計画研究はまだ緒についたばかりの混迷期で、はなはだたよりな

いものがあります。今こそ会員がどしどし多数の研究を発表し合い、大いに意見交換をし合う時期のようです。農村計画・農村整備に関する御意見論文、資料等をどしどし御送り下さい。それらを徐々に実らせて農村計画の共通の広場を作って行きたいと思ひます。(T.K)

1973年3月25日印刷
1973年4月1日発行
発行者 神奈川県平塚市中原1519
農業土木試験場土地改良部
環境整備研究室
農業土木学会農村計画研究部会
発行責任者 出口勝美
振替口座 横浜 13732

